

第3章 各種資料

各 党 の 重 点

	物 価	安 保 ・ 沖 縄
自 民 党	<p>農業・中小企業等低生産性部門の生産性を高め、賃金と物価の悪循環を断ち切る。高収益企業の製品価格の引き下げを推進する。流通機構を改善する。公共料金を抑制する。協定価格を監視し、不足物資の輸入を促進する。消費者保護行政を強化する。</p>	<p>国の安全確保のため国力、国情に応じた防衛力を整備するとともに日米安保体制を維持する。沖縄1972年復帰を円滑に実現するため行政、経済、社会等あらゆる分野における本土・沖縄の一体化など復帰準備の施策をすみやかに推進する。</p>
社 会 党	<p>物価安定を最重点とし、資金の計画的運用でインフレ水増し経済を転換させ、公共料金の値上げ中止と一部値下げ。重要物価調査法制定と独占価格の監視、商品テストセンター網の設立。土地は公的管理で価格抑制。農業や中小企業の底上げと流通機構の改革。</p>	<p>憲法にそって外交交渉により安保条約を廃棄する。自動延長には安保廃棄決議案等で対抗。積極中立外交を進め核・完全軍縮の推進、軍備によらない安全保障体制を確立。沖縄の即時無条件全面返還で完全な核抜き基地撤去を達成、復帰後は平和経済を発展させる。</p>
民 社 党	<p>公共料金の値上げを抑制し、その間の赤字は経営の合理化と国の財政補助で解消する。大規模集配センター、大型冷凍貯蔵庫を設けるなど流通機構の整備で生鮮食料品の価格を安定する。物価安定国民会議を設置し、消費者、生産者、各界代表の声を反映させる。</p>	<p>日米安保条約を改定して、米軍の基地と駐留のない「駐留なき安保」を実現する。それによって、基地公害や安保をめぐる混乱をなくし、日米の正しい友好関係を確立する。沖縄と本土とのいっさい差別をなくすため、完全本土なみ返還と、経済福祉開発を推進。</p>
公 明 党	<p>消費者米価や公共料金の値上げに反対。大企業の管理価格や価格カルテルを排除し、農業、中小企業等の近代化政策を推進して物価の続騰を抑制する。さらに生鮮食料品の流通機構を改善、その他消費者価格に直接影響を及ぼす税負担を軽減し物価の安定を図る。</p>	<p>平和憲法を守り等距離完全中立をめざし、安保は日中国交回復など解消の対応条件をつくり、1970年代を通じ早期に積極的に段階的解消を図る。沖縄の国政参加を即時実現し経済の自立を図る。有時核持ち込み、基地自由使用に強く反対し、実質的無条件返還を実現する。</p>
共 産 党	<p>物価高の根源、大資本本位の高度成長反対。国会で大企業の価格のしくみを監査し独占物価を引き下げる大企業には安く大衆には高い公共料金のしくみをかえ、値上げを抑える。インフレ政策をやめる。財界と無関係な清潔な共産党だけがこれを実行できる。</p>	<p>核も基地もなくした沖縄の全面返還と復帰特別措置法をすぐ制定。中立支持の7割の国民世論を結集して民主的政府をつくり、10条による終了通告で安保条約を廃棄。どんな軍事同盟にもはまらない「平和・中立独立・自衛」の道を進む。アジア集団安保確立。</p>

公 約

本社の求めに応じて各党が回答したものを原文どおり掲載。

順序は衆議院解散時の議席数による。(西日本新聞社提供)

減 税	農 業	大 学
<p>勤労者の税負担を今後とも引き続き軽減することを基本とし、来年度は課税最低限を給与所得者標準世帯で、所得税は年収103万円、住民税は72万円に引き上げる。所得税の税率を緩和し、給与所得控除を大幅に拡充する。中小企業の税負担を軽減する。</p>	<p>食糧制度の根幹を堅持し、米の転作、生産調整については責任をもって助成、補償の措置をとる。総合農政実施計画を早急に策定し、生産の地域分担、生産基盤整備や構造改善等を促進するなど、農業の近代化、機械化を図り、農家所得の向上に努める。</p>	<p>学校紛争を早期に収拾し、学園の正常化を図る。大学教員を刷新する。大学はもちろん幼児教育まで含めて教育制度を根本的に改革する。新しい教員養成制度を樹立し、その処遇を改善する。私立学校の経常費に国の援助を強化し、公立学校の施設も整備充実する。</p>
<p>生活費には課税せず4人家族130万円まで無税。通勤費や妻の内職収入は非課税。家賃、教育費控除を新設。生活必需品には税をかけない。住民税を大幅減税し、電気ガス税や入場税は撤廃。小規模企業は減税。法人税率を3パーセント引き上げ、租税特別措置は全廃する。</p>	<p>農民犠牲の強制一律水田休耕に反対。食糧備蓄制度の確立、加工貯蔵技術の開発を進める。農産物自由化をやめ、農業改革十カ年計画を策定し、食糧制度の堅持、主要農産物の国家管理による価格保障、国費による大規模な農地の造成、改良、基盤整備を実施する。</p>	<p>政府の大学の支配、介入を排除し生涯教育を制度化する国民大衆に開かれた大学に改革。学生参加を基礎とする大学自治の確立、大学の自主的改革を保障し、国の財政責任で教育研究体制、諸条件の整備充実をはかり、大学間の格差を解消。入試は自主的に実施。</p>
<p>国民大衆の税負担を軽くするため、所得税は標準5人世帯年収150万円まで無税、住民税は年100万円まで無税とする。また働く未成年者を無税とする。同時に教育費控除を設ける。同時に、大企業に対する優遇措置を大幅に改廃し、交際費課税を強化する。</p>	<p>新規農用地の開発、農地の権利流動化、ほ場の整備などに大幅な財政支出を行ない、大規模・高生産性の農業実現につとめる。同時に、月額3万円の農業者年金制度を早急に確立する。また近代化の実効があがるまで輸入自由化には反対。食糧制度は堅持する。</p>	<p>大学におけるいっさいの暴力を排除するとともに、その背景となっている古い大学制度を改革する。それによって大学を一部エリートのためでなく、国民に開かれた大学として再編成する。また学生の地位と責任を明らかにするとともに、私学の振興をはかる。</p>
<p>所得税は標準世帯で年収130万円まで、住民税は年収100万円まで免税にし、別に第3子からの児童について10万円の児童控除を、また6万円の住宅控除を設ける。さらに累進税率の緩和、大企業優先の租税特別措置の廃止等を通して重税と税の不公平を解消する。</p>	<p>重要農産物の完全自給をめざし農産物価格補償制度の充実と構造改善事業の全額国庫負担、農業者年金などを早期に実現する。また農産物の自由化から農家を保護する。食糧制度は堅持し、過剰米は低温貯蔵設備を完備して学校給食、輸出援助などで有効処理を図る。</p>	<p>学問の自由、学園の自治をどこまでも尊重し暴力には絶対反対する。学園紛争は学生参加の民主的な運営で解決する。またテレビ大学講座、国立大学の2部制などを含め国民大衆に開放された大学制度をつくり、私学振興の強化、入学貸与など教育の民主化を図る。</p>
<p>所得税、住民税、事業税の免税点を5人家族150万円に引き上げる。勤労者の生活に必要な経費の控除をふやす。電気、ガス、酒、タバコなど生活必需品の間接税の削減。大資本への特権的減免税(1兆9,000億円)の廃止、高度累進税率の採用(1兆円)で財源確保。</p>	<p>自主流通米や米作削減のおしつけ反対、食糧制度を守る。農産物輸入を抑え、日本農業を保護する。主な農産物の価格保障で米麦、酪農、野菜、果樹などの多面的発展をはかる大農育成の「構造改善」でなく、機械の共同利用、大幅な国庫補助で中小農経営を守る。</p>	<p>大学法は大資本奉仕と戦争への道政府干渉をやめさせ自治を守り、全学協議会で運営を民主化する。暴力学生を泳がず政府を糾弾し「同盟軍」とみる風潮を克服し、暴力を学園から一掃する。大学予算の増額で教育研究を充実、民主社会をささえる大学の実現。</p>

2 事 務 日 程 表

1. この日程表は衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査の事務執行手続の中で、
主要な事務についてその概要を記載したものである。
2. この日程表に用いた法令名等は次のとおり省略した。

法	公職選挙法
令	公職選挙法施行令
規	公職選挙法施行規則
立 規	立会演説会規程
規 程	公職選挙法事務取扱規程
運 規	公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団 体の政治活動に関する規程
放 規	政見放送及び経歴放送実施規程
裁 法	最高裁判所裁判官国民審査法
裁 令	” 施行令
裁 規	” 事務取扱手続規程
裁氏名規	” の氏名等の掲示に関する規程
裁公報規	” 国民審査公報配布等に関する規程
総 選 挙	衆議院議員総選挙
国民審査	最高裁判所裁判官国民審査

昭和44年12月27日執行

衆議院議
最高裁判所裁

月 日 曜	逆算日	県		
		処 理 事 項	根 拠 法 令	
12月6日 土	1	公 (告) 示 日 前	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員会開催 ○ 総選挙および国民審査の執行計画の決定 ○ 規程類の整備 ○ 事務分担、選挙事務および審査事務の委嘱 ○ 啓発宣伝計画の決定および実施 ○ 市町村選管の事務指導（委員長・書記長会議開催） ○ 総選挙の投票用紙、封筒等の印刷発送 ○ 諸印刷物の作成配布 ○ 選挙長、同職務代理人、審査分会長、同職務代理人の選任準備 ○ 立会演説会開催市町村の指定（市は単位の協議） ○ 立会演説会実施について政党等と打合せ ○ 立会演説会開催計画の決定 ○ 個人演説会の施設の指定報告の受理告示 ○ 標旗、腕章等証明書類の作成 ○ 選挙運動に関する支出金額の制限額算定 ○ 各種告示案、通知案の作成 ○ 立候補受付準備（関係証明書類の整備） ○ 立候補予定者説明会（届出書事前審査） ○ 取締機関、報道機関との協議打合せ ○ 政治活動用ポスターの証紙印刷 ○ 推せん演説会開催周知用ポスターの証紙印刷 ○ 選挙時登録の告示 	<p>法 6 ①</p> <p>法 153 ① 立規 1 法 155 ③</p> <p>法 155 ①② 法 161 ③④</p> <p>法 194</p> <p>令 14 ②</p>
12月7日 日	20		<ul style="list-style-type: none"> ◎ 衆議院議員総選挙期日の公示 ◎ 最高裁判所裁判官国民審査期日等の告示 ○ 選挙長および同職務代理人の選任告示 ○ 審査分会長および同職務代理人の選任告示 ○ 選挙長の事務を取扱う場所の告示（選挙長） ○ 選挙運動に関する支出金額の制限額の告示 ○ 投票用紙、投票用封筒に押すべき印の告示 ○ 選挙立会人選任のくじを行なう場所および日時の告示 ○ 選挙会の場所および日時の告示 ○ 審査分会の場所および日時の告示 ○ 立会演説会開催計画の告示 ○ 立会演説会参加申込書受付開始（8日まで） ○ 立候補の受付開始（立候補者の告示、通知、照会および報告）（8日まで） ○ 候補者に標旗、腕章その他の証明書類の交付 ○ 立候補者は選挙運動開始 ○ 選挙事務所の設置および異動届受付開始 ○ 違反選挙事務所の閉鎖命令（そのつど） ○ 出納責任者の選任（異動）届受付開始 	<p>憲法7 法31 裁法5</p> <p>法75令80令81 裁法27裁令16</p> <p>法196 規則様式備考</p> <p>法76 法78</p> <p>裁法34</p> <p>法155 法156 立規9 法86</p> <p>法129 法130 法134 法180、182</p>

員 総 選 挙 判 官 国 民 審 査 事 務 日 程 表

市 町 村	処 理 事 項	根 拠 法 令	様 式
	○ 市町村の職員に対する選挙事務および審査事務の委嘱または充当等について市町村長との協議	自治法180の3	
	○ 市町村の職員に対する選挙事務および審査事務の委嘱およびその処理事務の指導	法 213	1
	○ 総選挙および国民審査の事務計画の決定		
	○ 啓発宣伝計画の決定および実施	法 6 ①	
	○ ポスター掲示場設置場所の告示および県委員会にその写を送付	運規10の2	24
	○ ポスター掲示場の区画に記載する番号を定めるくじを行なう場所および日時の告示	運規10の4	25
	○ 投票紙等諸印刷物の受領保管		
	○ 不在者投票に関する事務従事者の決定および投票記載場所等の設備	法 49 令 第5章	
	○ 投票管理者、同職務代理者および開票管理者、同職務代理者の選任準備	法 37 法 24 法 61 法 67	
	○ 投票所入場券等必要書類の印刷	規程20	
	○ 投票箱、点字器等選挙に使用する資材器具等の点検準備	法 40	9
	○ 投票所開閉時刻の繰上げまたは繰り下げの申請	規程19	
	○ 立会演説会開催単位を県と協議（市）	立規 1	27
	○ 立会演説会施設調書の提出	立規 2	28
	○ 個人演説会の施設の指定、報告および費用の納付額の協議	法111 令1~1②	
	○ 個人演説会の施設の使用予定表の作成	令 118	
	○ 個人演説会の施設の使用に関する定および公表について当該施設の管理者を指導	令 119②	
	○ 選挙時登録（12月6日）	法 22②	
	○ 選挙時登録の縦覧場所の告示	法 23②	30
	○ 選挙人名簿登録者数報告		
	○ 総選挙および国民審査の不在者投票のための投票用紙、投票用封筒の交付場所の告示		2
	○ 投票所の告示（なるべく）	法41	5. 6
	○ 投票管理者およびその職務代理者の選任告示	令25	4
	○ 開票の場所および日時の告示（なるべく）	法64	17
	○ 開票管理者およびその職務代理者の選任告示	令68	16
	○ 開票立会人決定のくじを行なう場所および日時の告示	法62 ⑥	18
	○ 裁判官の氏名等の掲示を行なう場所の告示(1投票区につき1カ所)	裁法52 裁氏名規1	3
	○ 候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行なう場所および日時の告示	法175の2 運規35②	23
	○ 立会演説会開催単位の告示（市）	立規1②	
	○ 総選挙の不在者投票受付開始	法49令5章	
	○ 公営施設使用の個人演説会開催申出受付開始	法163	
	○ 選挙長から通知があった候補者に関する事項を投票管理者および開票管理者に通知（そのつど）	令92	21 22
	○ 開票立会人届出受付開始	法62	
	○ 違反文書図画の撤去命令（そのつど）	法147	26
	○ 繰上投票に関する報告（関係市町村）	法56 規程27	7
	○ 選挙人名簿縦覧（選挙時登録）		

月 日	曜	逆算日	県	
			処 理 事 項	根 拠 法 令
12月7日	日	20	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙公報掲載文申請受付開始（10日まで） ○ 選挙運動のために使用される事務員に関する届出受付開始 ○ 政党その他の政治団体の政治活動用ポスターの証紙交付（そのつど） ○ 違反文書図画の撤去命令（そのつど） ○ 政談演説会開催申出受付開始 ○ 推せん団体の確認書交付、自治大臣へ通知 	法168 法197の2④ 法147 法201の10 法201の4
12月8日	月	19	<ul style="list-style-type: none"> ○ 立会演説会参加申込最終日 ○ 立会演説会における候補者の演説の順序を定めるくじ（午後6時事務室において） ○ 同上の告示、候補者および市町村選挙管理委員会への通知 ○ 審査に付された裁判官の氏名等の通知 ○ 立候補届出締切日 	立規9 立規10 “ 11 法156の2⑤ 裁令2② 法86
12月9日	火	18	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定期日（12月8日）後の立会演説会参加申込受付開始 ○ 同上の場合、参加し得る立会演説会の日および会場ならびに演説順位の決定、告示および通知 ○ ポスター掲示の状況調査 ○ 政見放送申込最終日 ○ 審査公報原稿受領予定（自治省） 	法157 立規12 法157③ 放規4②
12月10日	水	17	<ul style="list-style-type: none"> ○ 繰上投票期日の決定、告示、関係市町村選挙管理委員会に通知 ○ 投票所開閉時間の繰上げ、繰下げの承認および市町村選挙管理委員会に通知 ○ 選挙公報掲載文申請最終日 ○ 選挙公報掲載文の掲載順序のくじ（午後6時、事務室において） ○ 各候補者の政見放送の日時の決定（くじ午前10時） 	法56 令46 法40 法168① 法169④ 放規11
12月11日	木	16	○ 送挙公報、審査公報の印刷校正	
12月12日	金	15	○ 選挙公報、審査公報の印刷校正	運規23 裁公報規1
12月13日	土	14	○ 選挙公報、審査公報の印刷校正	運規23 裁公報規1
12月14日	日	13	○ 選挙公報、審査公報の印刷校正	運規23 裁公報規1
12月15日	月	12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民審査投票用紙等の発送 ○ 選挙公報、審査公報の発送 	
12月16日	火	11	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙公報、審査公報の発送 ○ 立会演説会の指導および状況調査（そのつど） 	

市	町	村	
処	理	事	項
根	拠	法	令
様	式		
○ 選挙事務所の設置および異動届受付開始		法130	
○ ポスター公営掲示場にポスター掲示後、法第86条第9項の規定により届出を却下しもしくは候補者が死亡し、または第91条もしくは第103条第4項の規定に該当するに至った旨の通知を受けたときは、当該候補者にかかるポスターを撤去すること			
○ 選挙人名簿縦覧（選挙時登録）			
○ 立会演説会に関する候補者の氏名等の掲示準備（1市町村または1単位につき50ヶ所以上）		法158	
○ 公営施設使用の個人演説会開始		法163	
○ 繰上投票の期日について投票管理者および開票管理者に通知		令46	8
○ 投票所開閉時刻の繰上げ、繰下げの告示および投票管理者に通知		法40②	10 11
○ 立会演説会に関する候補者の氏名等の掲示開始（1市町村または1単位につき50ヶ所以上）		法158	
○ 国民審査投票用紙等の受領（予定）		法100	
○ 選挙公報、審査公報の受領、配布開始		裁令31 裁公報規2	
○ 立会演説会開始		法152	
○ 立会演説会場の表示および演説会場における候補者の氏名および党派別の掲示（そのつど）		法158②	
○ 立会演説会の設備および演説の司会ならびに開催結果の報告（そのつど）		立規 3	29
○ 選挙公報、審査公報の受領、配布			

月 日	曜	逆算日	県	
			処 理 事 項	根 拠 法 令
12月17日	水	10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 候補者の氏名等の掲示および審査に付される裁判官の氏名等の掲示状況の調査 ○ 選挙公報、審査公報の発送 	運規32 裁公報規2
12月18日	木	9		
12月19日	金	8		
12月20日	土	7		
12月21日	日	6		
12月22日	月	5		
12月23日	火	4		
12月24日	水	3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補充立候補届出期限 ○ 選挙立会人届出最終日 	法 86⑤ 法 76
12月25日	木	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙立会人選任のくじ ○ 繰上投票期日（速報受理） 	法 76 法 56
12月25日	木	2		
12月26日	金	1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙運動最終日 ○ 経歴放送最終日（NHK） ○ 投票所設備状況調査 	法 129 法 151

市	町	村	
処	理	事	項
根	拠	法	令
様	式		
○ 審査に付される裁判官の氏名等の掲示開始 (1投票区につき1ヶ所)		裁法 52	
○ 国民審査の不在者投票開始		裁令 20 22	
○ 選挙公報、審査公報の受領、配布		裁令 14	
○ 立会演説会		法 152	
○ 立会演説会		法 152	
○ 選挙公報、審査公報の配布			
○ 立会演説会		法 152	
○ 選挙公報、審査公報の配布			
○ 立会演説会		法 152	
○ 選挙公報、審査公報の配布			
○ 繰上投票の投票所の告示最終日		法 41	
○ 繰上投票の投票立会人の選任および通知		法 38	
○ 立会演説会最終日		法 152	
○ 選挙公報、審査公報の配布			
○ 投票所の告示最終日		法 41	
○ 投票所の氏名等の掲示順序のくじ		法 175の2 運規 35②	
○ 選挙公報、審査公報の配布			
○ 投票立会人の選任(3~5人)、投票管理者および本人に通知		法 38	12.12.14
○ 選挙公報、審査公報の配布			
○ 投票所入場券の配布		令 31	
○ 開票立会人届出最終日		法 62①	
○ 投票立会人選任通知最終日		法 38	
○ 開票立会人選任のくじ		法 62	
○ 選挙公報、審査公報の配布			
○ 繰上投票期日(投票結果の速報)		法 56 規程23 裁規10	
○ 選挙公報、審査公報の配布完了期限		法 170 裁公報規 2	
○ 投票所および開票所の事務従事者の事務分担決定期限(投票管理者、開票管理者)			
○ 投票所入場券配布完了期限		令 31	
○ 投票所の設備、投票所内の氏名等の掲示		法 175の2	
○ 投票所を設けた場所の入口から300メートルの区域の表示		令 32	
○ 当日有権者見込数の報告		法 132	
○ 不在者投票日最終日		法 49 令第5章	

月 日	曜	逆算日 (経過日)	県	
			処 理 事 項	根 拠 法 令
12月27日	土	0	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">投票日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開票日</div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 投票所を設けた場所の入口から300メートル未満の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令 ○ 投票、開票状況の調査 ○ 投票、開票の間および結果の速報受理、集計自治省に報告、発表（総選挙は委員会、国民審査は審査分会長） 	法 132 134 規程 23 " 41 裁規 10 " 5
12月28日	日	(経過日) 1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">開 票 日</div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開票状況調査（開票未了市町村） ○ 開票結果速報受理、集計、報告、発表 ○ 開票結果の審査受領 	裁規 5 規程 41 規程 42 裁規 6
12月29日	月	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開票結果の審査受領 ○ 開票結果の集計 ○ 選挙に関する収支報告書の受付開始 ○ 政党その他政治団体の選挙に関する収支報告書の受付開始 	規程 42 裁規 6 法 189
12月30日	火	3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開票結果の集計 ○ 選挙会および審査分会の準備 	
12月31日	水	4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙会開催 ○ 当選人の決定、選挙管理委員会に報告 ○ 当選人に告知、住所、氏名等の告示 ○ 当選証書の附与および告示 ○ 当選等に関する報告（自治大臣あて） ○ 審査分会の開催、結果の報告（審査長あて） 	法 80 法 101 法 101 法 105 法 108 裁法 27 " 29
1月1日	木	5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙結果の整理 ○ 選挙執行経費の精算 ○ 選挙結果調の作成 ○ 選挙運動費用に関する収支報告および政党その他の政治団体の選挙に関する収支報告の公表 	

市 町 村		根 拠 法 令	様 式
処 理 事 項			
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">投票日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開票日</div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 投票所を設けた場所の入口から 300 メートル未満の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令 ○ 投票事務の処理、投票の中間および結果の速報 ○ 投票録の作成、投票録等を開票管理者に送致 ○ 開票事務の処理、開票の中間および結果の速報ならびに開票録の作成 	法 132 134 規程 23 裁規 10 規程 25 法5455 裁規10 法 66 規程41 裁規 5	15 19	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 0 auto; width: 80px;">開 票 日</div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開票速報（開票未了市町村） ○ 開票結果の報告（選挙長、審査分会長） ○ 開票結果報告期限（即日開票市町村） 	規程 41 裁規 5 規程 42 裁規 6	20	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 開票結果報告期限（持参すること） 	規程 42 裁規 6		
○ 選挙事務報告			

衆議院議
最高裁判所裁

月 日	12												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
曜													
経過日				0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
逆算日	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
主 要 処 理 事 項	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">公示日</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">{</div> <div> <p>選挙期日の公示 選挙長、同職務代理者の選任告示（県）</p> <p>● 審査分会長、同職務代理者の告示（県）</p> <p>投票管理者 開票管理者およびそれらの職務代理者の選任告示（市区</p> </div> </div>												
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> ← 立候補届出期間 ← （補充立候補届出期間） </div>												
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> ← 選挙立会人届出（県） ← 投票立会人の選任、開票立 </div>												
	<p>総選挙不在者投票期間</p>												
	<p>○ 裁判官の氏名等の掲示場所の告示</p>												
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> ← 選挙運動期間 ← （選挙事務所設置、異動届、出納責任者の選任 </div>												
	<p>○政見放送申込期間</p>												
	<p>○立会演説会開催計画の告示</p>												
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> ← 立会演説会参加申出期間 ← 立会 </div>												
	<p>○ポスター掲示場設備最終期限（1投票区について5～10カ所）</p>												
<p>ポスターを公営掲示場に掲示できる期間</p>													
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> ← 選挙公報掲載申請期間 ← 選挙公報印刷発送 </div>													
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> ← ○審査公報原稿受領（予定） ← 審査公報印刷発送 </div>													

員 総 選 挙 審 査 判 官 国 民 審 査 主 要 日 程 一 覧 表

月														1月	
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0					
										投票日					
										← 開 票 →					
										← 開票結果報告 →					
										○ 選挙会 審査分会					
町村)										○ 投票所告示期限					
										○ 総選挙氏名掲示順序のくじ					
会人の届出(市町村)期間										○ { 選挙立会人決定のくじ(県) 開票立会人決定のくじ(市区町村) 審査分会立会人選任					
← 国民審査不在者投票期間 →															
← 裁判官の氏名等の掲示期間(1投票区1カ所) →															
届) 個人演説会の開催の申出および実施等															
演説会実施期間(6日間12回)															
← 選挙公報配布期間 →															
← 審査公報配布期間 →															

3 明るく正しい総選挙推進事業要綱

I 趣 旨

第32回衆議院議員総選挙が明るく正しく行なわれ、かつ、有権者が進んで総選挙に参加するよう、政治意識の向上を図るとともに、投票の方法等総選挙に関し必要な事項を選挙人に周知徹底させるため各種の啓発事業を行なう。

II 推進の重点項目

- 1 よく見よく知りよく考えて投票する運動
- 2 棄権をしない運動
- 3 選挙違反をなくする運動
- 4 金のかからない選挙を行なう運動

III 事 業

1 自治省において行なう事業

(1) ラジオ、テレビ放送

全民間放送局において、投票日等を周知させるためのスポット放送を行なう。

(2) ポスターの掲示

ポスター（A2版）60万枚を全国の市区町村に配布掲示する。

(3) 交通広告

全国の国鉄、私鉄の列車、電車およびバスに中吊広告をする。

(4) 新聞、雑誌広告

主要新聞紙、週刊誌等に広告を掲載する。

(5) 「明るく正しい総選挙推進運動本部」の設置

日本新聞協会、日本放送協会、日本民間放送連盟、公明選挙連盟、明るく正しい選挙推進全国協議会、都道府県選挙管理委員会連合会、六大都市選挙管理委員会連合会、全国市区選挙管理委員会連合会、総理府、警察庁、法務省、文部省、最高検察庁、自治省などの関係団体により「明るく正しい総選挙推進運動本部」を設置し、明るく正しい総選挙の推進について連絡協議する。

(6) 表 彰

明るく正しい総選挙推進について功績のあった民間の団体、個人及び選挙管理委員会等を表彰する。

2 都道府県選挙管理委員会において行なう事業

(1) 懸垂幕、立看板、ポスターなどの作成および掲示をする。

(2) 新聞、ラジオおよびテレビ放送等により投票日等の広告をする。

(3) 広報車により投票方法等の広告をする。

(4) 投票方法等を周知させるためのパンフレット、リーフレットを作成配布する。

3 市区町村選挙管理委員会において行なう事業

- (1) 懸垂幕、立看板の作成および掲示をする。
- (2) 広報車により投票方法等の広告をする。
- (3) 投票日等を周知させるためのチラシを作成配布する。

4 公明選挙連盟において行なう事業

- (1) 映画館におけるスライド広告
- (2) 有権者の政治意識と投票行動に関する調査
- (3) 公民館連合会等関係団体に対し、明るく正しい選挙推進キャンペーンの依頼をする。

5 明るく正しい選挙推進全国協議会において行なう事業

- (1) 明るく正しい選挙推進大会の開催
- (2) 有線放送により政治意識の向上を図るとともに投票方法等について周知させる。
- (3) 機関紙「わたしたちの広場」特別号を発行する。
- (4) 全国的に講演会、座談会および討論会等を開催し、明るく正しい選挙推進キャンペーンを行なう。

4 臨時啓発の事業概要

事業の種類	概 要
四者協議会	<p>県警本部、地方検察庁、推進協議会、県選管の四者において、第32回衆議院議員総選挙を明るく正しく推進するための対策を協議し、四者共同声明を発表し、明るく正しい選挙推進本部を設置した。</p> <p style="padding-left: 20px;">開催場所 県庁第3会議室 期日 12月7日</p>
広報車による啓発 飛行機による啓発	<p>広報車の広報車1台により県下を2回にわたり明るく正しい選挙をよびかけた。</p> <p>セスナ機により12月7日および12月23日から12月27日まで6日間、空から明るく正しい選挙をよびかけた。</p>
看板等による啓発 電車側面看板による啓発 マスコミ媒体による啓発	<p>県庁前に大看板、博多駅前に広告塔を設置して啓発した。</p> <p>西鉄市内電車(福岡市10台、北九州市10台)側面看板に啓発標語等を書き啓発した。</p> <p>新聞広告により政見放送の周知を行なった。</p> <p style="padding-left: 20px;">新聞 7社 夕刊 12月22日、23日</p> <p>テレビ・ラジオ・スポット放送により政見放送の周知、投票日の周知放送を行なった。</p> <p style="padding-left: 20px;">12月21日～12月27日まで</p> <p style="padding-left: 20px;">テレビ 1社24回の4社、ラジオ 1社30回の2社</p>
懸垂幕による啓発	<p>懸垂幕に投票期日を染め抜き、投票期日の周知をした。</p> <p>市区町村 104本、県内デパート15本</p>
ビニール袋による啓発 その他の啓発資材による啓発	<p>立会演説会場の入場者に、下足袋を配付して、明るく正しい選挙をよびかけた。</p> <p>鉛筆、絵葉書等により、明るく正しい選挙を呼びかけた。</p>

啓発日程

事業の種類	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27					
広報車による啓発	○	→				○	→				○	→				○	→				○	→				
飛行機による啓発	○	→															○	→				○	→			
看板による啓発	○	→																					○	→		
広告塔による啓発	○	→																						○	→	
電車側面看板による啓発	○	→																						○	→	
新聞による啓発																	○	→								
テレビ・ラジオによる啓発																	○	→								
懸垂幕による啓発	○	→																							○	→
ビニール袋による啓発											○	→														
鉛筆その他の資材による啓発	○	→				○	→				○	→				○	→					○	→			

声 明

衆議院議員総選挙は本日公示され、27日投票が行なわれます。

こんどの総選挙は、70年代の幕明けの政治をになう衆議院議員を選ぶきわめて重要な意義をもつ選挙であるといわれております。

この選挙の持つ重要性を考えて、選挙管理委員会は、厳正公正な管理執行に努め、明るく正しい選挙推進協議会とともに選挙が明るく正しく行なわれ、かつ有権者が進んで選挙に参加するようにつとめます。

検察、警察当局としては、買収、供応等悪質な事犯はもちろん、その他の違反事件についても断固として取締りを行ない選挙の公正、明朗化を図り、国民の総意が正しく政治に反映されるように努めます。

ここに四者が協力し、総選挙が明るく正しく行なわれるよう一層の努力をする所存であります。

県民の皆さんや候補者およびその関係者におかれても今回の選挙の持つ意義とその重要性をよく認識され、明るく正しい選挙が実現されるよう切望します。

昭和44年12月7日

福岡地方検察庁検事正	安田道直
福岡県警察本部長	有吉久雄
福岡県明るく正しい選挙 推進協議会長	根津菊次郎
福岡県選挙管理委員会 委員長	宮崎時春

(第1区)

5 選 挙 当 日 有 権 者

区 別 男女別 市町村名	44年12月6日現在 選挙人名 簿登録者数 (a)			44年12月7日以降 登録者数 (b)			44年12月7日以降 抹消者数 (c)			登録の移し替えに よる増減(cの2)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
福岡市	275,990	302,610	578,600	593	529	1,122	297	301	598	—	—	—
甘木市	13,617	16,178	29,795	32	39	71	11	10	21	—	—	—
市部計	289,607	318,788	608,395	625	568	1,193	308	311	619	—	—	—
筑紫野町	11,789	13,654	25,443	3	1	4	25	17	42	—	—	—
筑紫府町	7,686	8,755	16,441	5	7	12	19	12	31	—	—	—
筑紫春日町	12,945	12,869	25,814	19	9	28	14	18	32	—	—	—
筑紫大野町	9,857	10,823	20,680	5	3	8	13	5	18	—	—	—
筑紫那珂川町	3,228	3,599	6,827	34	46	80	1	1	2	—	—	—
筑紫郡計	45,505	49,700	95,205	66	66	132	72	53	125	—	—	—
早良町計	3,047	3,415	6,462	2	1	3	2	2	4	—	—	—
宇美町	6,338	7,032	13,370	—	—	—	178	206	384	—	—	—
篠栗町	4,524	5,226	9,750	10	10	20	32	7	39	—	—	—
志須町	6,242	6,965	13,207	17	17	34	4	3	7	—	—	—
須恵宮町	3,907	4,599	8,506	2	2	4	18	13	31	—	—	—
新宮町	3,487	3,693	7,180	6	5	11	8	5	13	—	—	—
志賀町	2,710	3,363	6,073	—	—	—	3	1	4	—	—	—
志賀山屋町	7,805	8,478	16,283	3	2	5	44	63	107	—	—	—
志賀山屋村	2,144	2,413	4,557	4	3	7	—	1	1	—	—	—
志賀山屋村	5,580	6,056	11,636	—	—	—	13	6	19	—	—	—
粕屋郡計	42,737	47,825	90,562	42	39	81	300	305	605	—	—	—
宗像町	9,077	10,096	19,173	14	13	27	69	69	138	—	—	—
宗像間崎町	5,868	6,549	12,417	17	19	36	35	33	68	—	—	—
宗像津屋崎町	3,399	4,123	7,522	1	2	3	10	10	20	—	—	—
宗像海島村	2,964	3,534	6,498	—	—	—	10	8	18	—	—	—
宗像大島村	438	503	941	—	3	3	3	—	3	—	—	—
宗像郡計	21,746	24,805	46,551	32	37	69	127	120	247	—	—	—
杷木町	3,405	4,289	7,694	17	23	40	14	10	24	—	—	—
杷木倉輪町	3,902	4,723	8,625	2	—	2	6	4	10	—	—	—
杷木三夜小石原村	2,740	3,305	6,045	—	—	—	8	12	20	—	—	—
杷木三夜小石原村	3,049	3,537	6,586	4	4	8	—	—	—	—	—	—
杷木三夜小石原村	477	554	1,031	—	—	—	—	1	1	—	—	—
宝珠山村	854	1,022	1,876	—	—	—	3	8	11	—	—	—
朝倉郡計	14,427	17,430	31,857	23	27	50	31	35	66	—	—	—
前原町	9,387	11,156	20,543	11	11	22	49	41	90	—	—	—
前原志摩町	3,555	4,210	7,765	—	—	—	11	6	17	—	—	—
前原志摩町	4,292	5,024	9,316	1	6	7	4	—	4	—	—	—
糸島郡計	17,234	20,390	37,624	12	17	29	64	47	111	—	—	—
郡部計	144,696	163,565	308,261	177	187	364	596	562	1,158	—	—	—
合計	434,303	482,353	916,656	802	755	1,557	904	873	1,777	—	—	—

調 査 関 係 数

失 格 者 数 (d)			差 引 選 挙 当 日 の 有 権 者 数 (見込) (e)			選 挙 当 日 有 権 者 数 (確 定) (f)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
12	2	14	276,274	302,836	579,110	(175)276,274	(220)302,836	(395)579,110
—	—	—	13,638	16,207	29,845	(—) 13,638	(—) 16,207	(—) 29,845
12	2	14	289,912	319,043	608,955	(175)289,912	(220)319,043	(395)608,955
—	—	—	11,767	13,638	25,405	(2) 11,767	(1) 13,638	(3) 25,405
3	—	3	7,669	8,750	16,419	(1) 7,669	(1) 8,750	(2) 16,419
6	2	8	12,944	12,858	25,802	(9) 12,944	(4) 12,858	(13) 25,802
2	—	2	9,847	10,821	20,668	(—) 9,847	(—) 10,821	(—) 20,668
—	—	—	3,261	3,644	6,905	(—) 3,261	(—) 3,644	(—) 6,905
11	2	13	45,488	49,711	95,199	(12) 45,488	(6) 49,711	(18) 95,199
—	—	—	3,047	3,414	6,461	(—) 3,047	(—) 3,414	(—) 6,461
—	—	—	6,160	6,826	12,986	(—) 6,160	(—) 6,826	(—) 12,986
5	—	5	4,497	5,229	9,726	(2) 4,497	(4) 5,229	(6) 9,726
—	—	—	6,255	6,979	13,234	(7) 6,255	(5) 6,979	(2) 13,234
5	1	6	3,886	4,587	8,473	(—) 3,886	(1) 4,587	(1) 8,473
—	—	—	3,485	3,693	7,178	(—) 3,485	(—) 3,693	(—) 7,178
—	—	—	2,707	3,362	6,069	(—) 2,707	(—) 3,362	(—) 6,069
15	4	19	7,749	8,413	16,162	(—) 7,749	(—) 8,413	(—) 16,162
—	—	—	2,148	2,415	4,563	(1) 2,148	(—) 2,415	(1) 4,563
—	—	—	5,567	6,050	11,617	(6) 5,567	(4) 6,050	(10) 11,617
25	5	30	42,454	47,554	90,008	(16) 42,454	(14) 47,554	(30) 90,008
5	4	9	9,017	10,036	19,053	(3) 9,017	(4) 10,036	(7) 19,053
1	—	1	5,849	6,535	12,384	(1) 5,849	(3) 6,535	(4) 12,384
3	—	3	3,387	4,115	7,502	(—) 3,387	(—) 4,115	(—) 7,502
—	—	—	2,954	3,526	6,480	(—) 2,954	(—) 3,526	(—) 6,480
—	—	—	435	506	941	(—) 435	(—) 506	(—) 941
9	4	13	21,642	24,718	46,360	(4) 21,642	(7) 24,718	(11) 46,360
—	—	—	3,408	4,302	7,710	(2) 3,408	(3) 4,302	(5) 7,710
—	—	—	3,898	4,719	8,617	(1) 3,898	(4) 4,719	(5) 8,617
—	—	—	2,732	3,293	6,025	(—) 2,732	(—) 3,293	(—) 6,025
—	—	—	3,053	3,541	6,594	(—) 3,053	(—) 3,541	(—) 6,594
1	2	3	476	551	1,027	(—) 476	(—) 551	(—) 1,027
—	—	—	851	1,014	1,865	(—) 851	(—) 1,014	(—) 1,865
1	2	3	14,418	17,420	31,838	(3) 14,418	(7) 17,420	(10) 31,838
7	—	7	9,342	11,126	20,468	(6) 9,342	(5) 11,126	(11) 20,468
—	—	—	3,544	4,204	7,748	(—) 3,544	(—) 4,204	(—) 7,748
1	—	1	4,288	5,030	9,318	(2) 4,288	(1) 5,030	(3) 9,318
8	—	8	17,174	20,360	37,534	(8) 17,174	(6) 20,360	(14) 37,534
54	13	67	144,223	163,177	307,400	(43) 144,223	(40) 163,177	(83) 307,400
66	15	81	434,135	482,220	916,355	(218) 434,135	(260) 482,220	(478) 916,355

当日有権者見込数報告以後の補正登録者は () 外数
で表示してある。したがって () 数を加えた数字が
選挙当日有権者数の確定である。

(第 2 区)

区分 男女別	44年12月6日現在 選挙人名簿登録者数			44年12月7日以降 登録者数			44年12月7日以降 抹消者数			登録の移し替えによる増減(cの2)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
市町村名												
若松区	32,146	36,348	68,494	82	69	151	139	152	291	—	—	—
八幡区	126,074	134,795	260,869	502	534	1,036	1,964	1,654	3,618	—	—	—
戸畑区	34,425	36,906	71,331	122	86	208	322	281	603	—	—	—
直方市	17,472	20,722	38,194	30	43	73	79	72	151	—	—	—
飯塚市	24,039	29,224	53,263	47	37	84	30	17	47	—	—	—
山田市	5,087	6,419	11,506	24	15	39	21	24	45	—	—	—
中間市	10,535	12,050	22,585	51	49	100	48	37	85	—	—	—
市区計	249,778	276,464	526,242	858	833	1,691	2,603	2,237	4,840	—	—	—
芦屋町	5,863	5,786	11,649	—	—	—	33	27	60	—	—	—
水巻町	8,389	9,169	17,558	32	31	63	4	6	10	—	—	—
岡垣町	4,872	5,700	10,572	3	2	5	11	11	22	—	—	—
遠賀町	2,895	3,336	6,231	12	10	22	4	5	9	—	—	—
遠賀郡計	22,019	23,991	46,010	47	43	90	52	49	101	—	—	—
小竹町	3,637	4,433	8,070	2	—	2	20	17	37	—	—	—
鞍手町	6,075	7,343	13,418	25	24	49	34	54	88	—	—	—
宮田町	9,284	11,032	20,316	28	26	54	48	52	100	—	—	—
若宮町	3,410	4,076	7,486	17	20	37	26	21	47	—	—	—
鞍手郡計	22,406	26,884	49,290	72	70	142	128	144	272	—	—	—
桂川町	4,212	5,089	9,301	—	—	—	9	26	35	—	—	—
稲築町	7,610	9,144	16,754	67	113	180	32	26	58	—	—	—
碓井町	2,224	2,668	4,892	10	22	32	19	10	29	—	—	—
嘉穂町	4,041	4,908	8,949	4	13	17	13	18	31	—	—	—
筑穂町	4,370	5,126	9,496	4	4	8	5	3	8	—	—	—
庄内町	2,549	3,137	5,686	—	—	—	11	24	35	—	—	—
穂波町	7,878	9,662	17,540	16	19	35	33	41	74	—	—	—
額田町	2,367	2,835	5,202	4	1	5	8	10	18	—	—	—
嘉穂郡計	35,251	42,569	77,820	105	172	277	130	158	288	—	—	—
郡部計	79,676	93,444	173,120	224	285	509	310	351	661	—	—	—
合計	329,454	369,908	699,362	1,082	1,118	2,200	2,913	2,588	5,501	—	—	—

【 別 表 2 】

失格者数 (d)			差引選挙当日の有権者数 (見込) (e)			選挙当日有権者数 (確定) (f)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
50	14	64	32,039	36,251	68,290	(26) 32,039	(26) 36,251	(52) 68,290
28	1	29	124,584	133,674	258,258	(440)124,584	(537)133,674	(977)258,258
4	—	4	34,221	36,711	70,932	(15) 34,221	(10) 36,711	(25) 70,932
3	—	3	17,420	20,693	38,113	(9) 17,420	(10) 20,693	(19) 38,113
13	25	38	24,043	29,219	53,262	(10) 24,043	(8) 29,219	(18) 53,262
—	—	—	5,090	6,410	11,500	(—) 5,090	(—) 6,410	(—) 11,500
6	1	7	10,532	12,061	22,593	(—) 10,532	(—) 12,061	(—) 22,593
104	41	145	247,929	275,019	522,948	(500)247,929	(591)275,019	(1,091)522,948
—	—	—	5,830	5,749	11,589	(—) 5,830	(—) 5,759	(—) 11,589
—	—	—	8,417	9,194	17,611	(4) 8,417	(9) 9,194	(13) 17,611
—	—	—	4,864	5,691	10,555	(1) 4,864	(1) 5,691	(2) 10,555
—	—	—	2,903	3,341	6,244	(—) 2,903	(—) 3,341	(—) 6,244
—	—	—	22,014	23,985	45,999	(5) 22,014	(10) 23,985	(15) 45,999
4	3	7	3,615	4,413	8,028	(—) 3,615	(—) 4,413	(—) 8,028
—	—	—	6,066	7,313	13,379	(—) 6,066	(—) 7,313	(—) 13,379
1	—	1	9,263	11,006	20,269	(5) 9,263	(6) 11,006	(11) 20,269
—	—	—	3,401	4,075	7,476	(4) 3,401	(3) 4,075	(7) 7,476
5	3	8	22,345	26,807	49,152	(9) 22,345	(9) 26,807	(18) 49,152
2	6	8	4,201	5,057	9,258	(1) 4,201	(1) 5,057	(2) 9,258
3	—	3	7,642	9,231	16,873	(1) 7,642	(3) 9,231	(4) 16,873
—	—	—	2,215	2,680	4,895	(—) 2,215	(—) 2,680	(—) 4,895
—	—	—	4,032	4,903	8,935	(—) 4,032	(—) 4,903	(—) 8,935
—	—	—	4,369	5,127	9,496	(1) 4,369	(2) 5,127	(3) 9,496
2	—	2	2,536	3,113	5,649	(—) 2,536	(—) 3,113	(—) 5,649
2	—	2	7,859	9,640	17,499	(5) 7,859	(10) 9,640	(15) 17,499
—	—	—	2,363	2,826	5,189	(1) 2,363	(1) 2,826	(2) 5,189
9	6	15	35,217	42,577	77,794	(9) 35,217	(17) 42,577	(26) 77,794
14	9	23	79,576	93,369	172,945	(23) 79,576	(36) 93,369	(59) 172,945
118	50	168	327,505	368,388	695,893	(523)327,505	(627)368,388	(1,150)695,893

(第 3 区)

市町村名	44年12月6日現在 選挙人名簿登録者数 (a)			44年12月7日以降 登録者数 (b)			44年12月7日以降 抹消者数 (c)			登録の移し替えによる増減(cの2)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
久留米市	63,617	75,093	138,710	96	122	218	1,925	2,108	4,033	—	—	—
大牟田市	57,436	69,551	126,987	218	262	480	368	436	804	—	—	—
柳川市	14,305	17,146	31,451	—	—	—	33	14	47	—	—	—
八女市	11,828	14,192	26,020	4	13	17	40	51	91	—	—	—
筑後市	11,964	14,093	26,057	6	4	10	14	18	32	—	—	—
大川市	16,579	18,083	34,662	80	23	103	334	41	375	—	—	—
市部計	175,729	208,158	383,887	404	424	828	2,714	2,668	5,382	—	—	—
吉井町	5,585	6,717	12,302	12	18	30	30	14	44	—	—	—
田主丸町	7,196	8,634	15,830	4	6	10	36	33	69	—	—	—
浮羽町	5,776	6,964	12,740	—	—	—	7	5	12	—	—	—
浮羽郡計	18,557	22,315	40,872	16	24	40	73	52	125	—	—	—
北野町	3,698	4,448	8,146	5	2	7	13	4	17	—	—	—
小郡町	9,283	10,452	19,735	22	13	35	30	22	52	—	—	—
大刀洗町	3,896	4,487	8,383	12	5	17	12	19	31	—	—	—
三井郡計	16,877	19,387	36,264	39	20	59	55	45	100	—	—	—
城島町	4,420	5,213	9,633	6	4	10	36	27	63	—	—	—
大木町	4,077	4,790	8,867	1	1	2	12	14	26	—	—	—
三潨町	3,819	4,455	8,274	2	2	4	8	17	25	—	—	—
三潨郡計	12,316	14,458	26,774	9	7	16	56	58	114	—	—	—
黒木町	5,973	7,044	13,017	8	—	8	—	4	4	—	—	—
上陽町	1,866	2,164	4,030	—	—	—	2	1	3	—	—	—
立花町	4,980	5,894	10,874	17	21	38	31	40	71	—	—	—
広川町	4,477	5,255	9,732	8	8	16	6	8	14	—	—	—
矢部村	1,156	1,363	2,519	—	—	—	—	1	1	—	—	—
星野村	1,675	2,158	3,833	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八女郡計	20,127	23,878	44,005	33	29	62	39	54	93	—	—	—
瀬高町	8,375	10,097	18,472	22	14	36	40	32	72	—	—	—
大三和町	5,897	6,873	12,770	2	3	5	11	10	21	—	—	—
山橋町	5,101	6,185	11,286	1	2	3	11	—	11	—	—	—
山門郡計	21,472	25,601	47,073	28	21	49	68	47	115	—	—	—
高田町	5,650	6,574	12,224	8	8	16	15	14	29	—	—	—
三池郡計	5,650	6,574	12,224	8	8	16	15	14	29	—	—	—
郡部計	94,999	112,213	207,212	133	109	242	306	270	576	—	—	—
合計	270,728	320,371	591,099	537	533	1,070	3,020	2,938	5,958	—	—	—

失格者数 (d)			差引選挙当日の有権者数 (見込) (e)			選挙当日有権者数 (確定) (f)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
19	—	19	61,769	73,107	134,876	(414) 61,769	(574) 73,107	(988)134,876
9	—	9	57,277	69,377	126,654	(54) 57,277	(81) 69,377	(135)126,654
—	—	—	14,272	17,132	31,404	(—) 14,272	(—) 17,132	(—) 31,404
—	—	—	11,792	14,154	25,946	(1) 11,792	(2) 14,154	(3) 25,946
3	—	3	11,953	14,079	26,032	(—) 11,953	(—) 14,079	(—) 26,032
2	—	2	16,323	18,065	34,388	(6) 16,323	(7) 18,065	(13) 34,388
33	—	33	173,386	205,914	379,300	(475)173,386	(664)205,914	(1,139)379,300
—	—	—	5,567	6,721	12,288	(—) 5,567	(—) 6,721	(—) 12,288
—	—	—	7,164	8,607	15,771	(3) 7,164	(7) 8,607	(10) 15,771
1	—	1	5,768	6,959	12,727	(—) 5,768	(—) 6,959	(—) 12,727
1	—	1	18,499	22,287	40,786	(3) 18,499	(7) 22,287	(10) 40,786
—	—	—	3,690	4,446	8,136	(—) 3,690	(—) 4,446	(—) 8,136
—	—	—	9,275	10,443	19,718	(2) 9,275	(1) 10,443	(3) 19,718
4	—	4	3,892	4,473	8,365	(—) 3,892	(—) 4,473	(—) 8,365
4	—	4	16,857	19,362	36,219	(2) 16,857	(1) 19,362	(3) 36,219
—	—	—	4,390	5,190	9,580	(1) 4,390	(2) 5,190	(3) 9,580
2	—	2	4,064	4,777	8,841	(—) 4,064	(—) 4,777	(—) 8,841
—	—	—	3,813	4,440	8,253	(—) 3,813	(—) 4,440	(—) 8,253
2	—	2	12,267	14,407	26,674	(1) 12,267	(2) 14,407	(3) 26,674
—	—	—	5,981	7,040	13,021	(—) 5,981	(—) 7,040	(—) 13,021
—	—	—	1,864	2,163	4,027	(—) 1,864	(—) 2,163	(—) 4,027
—	—	—	4,966	5,875	10,841	(3) 4,966	(3) 5,875	(6) 10,841
90	107	197	4,389	5,148	9,537	(—) 4,389	(—) 5,148	(—) 9,537
—	—	—	1,156	1,362	2,518	(—) 1,156	(—) 1,362	(—) 2,518
3	1	4	1,672	2,157	3,829	(—) 1,672	(—) 2,157	(—) 3,829
93	108	201	20,028	23,745	43,773	(3) 20,028	(3) 23,745	(6) 43,773
2	—	2	8,355	10,079	18,434	(5) 8,355	(2) 10,079	(7) 18,434
2	—	2	5,886	6,866	12,752	(—) 5,886	(—) 6,866	(—) 12,752
8	—	8	5,083	6,187	11,270	(—) 5,083	(—) 6,187	(—) 11,270
1	—	1	2,095	2,443	4,538	(—) 2,095	(—) 2,443	(—) 4,538
13	—	13	21,419	25,575	46,994	(5) 21,419	(2) 25,575	(7) 46,994
4	2	6	5,639	6,566	12,205	(—) 5,639	(—) 6,566	(—) 12,205
4	2	6	5,639	6,566	12,205	(—) 5,639	(—) 6,566	(—) 12,205
117	110	227	94,709	111,942	206,651	(14) 94,709	(15)111,942	(29)206,651
150	110	260	268,095	317,856	585,951	(489)268,095	(679)317,856	(1,168)585,951

(第 4 区)

区 分 男女別	44年12月6日現在 選挙人名簿登録者数			44年12月7日以降 登録者数			44年12月7日以降 抹消者数			登録の移し替えによる増減(cの2)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
市町村名												
門 司 区	51,692	58,804	110,496	302	327	629	226	250	476	—	—	—
小 倉 区	123,515	131,523	255,038	232	290	522	814	297	1,111	—	—	—
田 川 市	21,430	25,889	47,319	—	—	—	558	332	890	—	—	—
行 橋 市	14,955	17,792	32,747	91	122	213	77	72	149	—	—	—
豊 前 市	10,447	12,437	22,884	6	6	12	105	125	230	—	—	—
市 区 計	222,039	246,445	468,484	631	745	1,376	1,780	1,076	2,856	—	—	—
香 春 町	4,946	5,910	10,856	—	—	—	23	22	45	—	—	—
添 田 町	5,384	6,743	12,127	120	137	257	10	20	30	—	—	—
金 田 町	2,410	2,876	5,286	9	13	22	15	14	29	—	—	—
糸 田 町	3,139	3,892	7,031	5	—	5	16	10	26	—	—	—
川 崎 町	8,291	9,836	18,127	10	13	23	338	349	687	—	—	—
赤 池 町	2,863	3,497	6,360	12	11	23	8	7	15	—	—	—
方 城 町	2,422	2,866	5,288	4	12	16	3	11	14	—	—	—
大 任 町	1,963	2,293	4,256	10	10	20	9	5	14	—	—	—
赤 村	1,292	1,499	2,791	—	—	—	—	1	1	—	—	—
田 川 郡 計	32,710	39,412	72,122	170	196	366	422	439	861	—	—	—
菊 田 町	7,783	8,752	16,535	24	25	49	19	5	24	—	—	—
犀 川 町	3,235	3,840	7,075	3	12	15	10	10	20	—	—	—
勝 山 町	1,905	2,172	4,077	4	6	10	3	2	5	—	—	—
豊 津 町	2,313	2,589	4,902	5	3	8	12	15	27	—	—	—
京 都 郡 計	15,236	17,353	32,589	36	46	82	44	32	76	—	—	—
椎 田 町	4,352	4,754	9,106	7	10	17	10	4	14	—	—	—
吉 富 町	2,286	2,728	5,014	—	—	—	6	9	15	—	—	—
築 城 町	3,703	4,374	8,077	1	—	1	9	4	13	—	—	—
新 吉 富 村	1,165	1,492	2,657	—	2	2	—	—	—	—	—	—
大 平 村	1,649	1,982	3,631	3	4	7	1	1	2	—	—	—
築 上 郡 計	13,155	15,330	28,485	11	16	27	26	18	44	—	—	—
郡 部 計	61,101	72,095	133,196	217	258	475	492	489	981	—	—	—
4 区 合 計	283,140	318,540	601,680	848	1,003	1,851	2,272	1,565	3,837	—	—	—
市 部 計	937,153	1,049,855	1,987,008	2,518	2,570	5,088	7,405	6,292	13,697	—	—	—
郡 部 計	380,472	441,317	821,789	751	839	1,590	1,704	1,672	3,376	—	—	—
県 合 計	1,317,625	1,491,172	2,808,797	3,269	3,409	6,678	9,109	7,964	17,073	—	—	—

失格者数 (d)			差引選挙当日の有権者数 (見込) (e)			選挙当日有権者数 (確定) (f)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
27	2	29	51,741	58,879	110,620	(108) 51,741	(131) 58,879	(239)110,620
40	42	82	122,893	131,474	254,367	(109)122,893	(148)131,474	(257)254,367
23	—	23	20,849	25,557	46,406	(—) 20,849	(—) 25,557	(—) 46,406
1	1	2	14,968	17,841	32,809	(31) 14,968	(40) 17,841	(71) 32,809
8	—	8	10,340	12,318	22,658	(1) 10,340	(1) 12,318	(2) 22,658
99	45	144	220,791	246,069	466,860	(249)220,791	(320)246,069	(569)466,860
4	1	5	4,919	5,887	10,806	(1) 4,919	(1) 5,887	(2) 10,806
6	7	13	5,488	6,853	12,341	(1) 5,488	(—) 6,853	(1) 12,341
2	10	12	2,402	2,865	5,267	(—) 2,402	(—) 2,865	(—) 5,267
4	1	5	3,124	3,881	7,005	(—) 3,124	(—) 3,881	(—) 7,005
9	1	10	7,954	9,499	17,453	(3) 7,954	(5) 9,499	(8) 17,453
—	—	—	2,867	3,501	6,368	(—) 2,867	(—) 3,501	(—) 6,368
—	—	—	2,423	2,867	5,290	(—) 2,423	(—) 2,867	(—) 5,290
—	—	—	1,964	2,298	4,262	(—) 1,964	(—) 2,298	(—) 4,262
—	—	—	1,292	1,498	2,790	(—) 1,292	(—) 1,498	(—) 2,790
25	20	45	32,433	39,149	71,582	(—) 32,433	(6) 39,149	(11) 71,582
3	—	3	7,785	8,772	16,557	(—) 7,785	(—) 8,772	(—) 16,557
—	—	—	3,228	3,842	7,070	(—) 3,228	(—) 3,842	(—) 7,070
—	—	—	1,906	2,176	4,082	(1) 1,906	(—) 2,176	(1) 4,082
—	—	—	2,306	2,577	4,883	(2) 2,306	(1) 2,577	(3) 4,883
3	—	3	15,225	17,367	32,592	(3) 15,225	(1) 17,367	(4) 32,592
—	—	—	4,349	4,760	9,109	(5) 4,349	(2) 4,760	(7) 9,109
—	—	—	2,280	2,719	4,999	(—) 2,280	(—) 2,719	(—) 4,999
—	—	—	3,695	4,370	8,065	(—) 3,695	(—) 4,370	(—) 8,065
—	—	—	1,165	1,494	2,659	(—) 1,165	(—) 1,494	(—) 2,659
—	—	—	1,651	1,985	3,636	(1) 1,651	(1) 1,985	(2) 3,636
—	—	—	13,140	15,328	28,468	(6) 13,140	(3) 15,328	(9) 28,468
28	20	48	60,798	71,844	132,642	(14) 60,798	(10) 71,844	(24) 132,642
127	65	192	281,589	317,913	599,502	(263)281,589	(330)317,913	(593)599,502
248	88	336	932,018	1,046,045	1,978,063	(1,399)932,018	(1,795)1,046,045	(3,194)1,978,063
213	152	365	379,306	440,332	819,638	(94) 379,306	(101)440,332	(195)819,638
461	240	701	1,311,324	1,486,377	2,797,701	(1,493)1,311,324	(1,896)1,486,377	(3,389)2,797,701

昭和44年12月6日登録

選挙人名簿

(第1区)

区分 市町村名	前回報告の登録者数 (a)			(a) 以後に 登録者数 (b)		
	男	女	計	男	女	計
		(31)		(31)		
福岡市	272,357	298,881	571,238	697	542	1,239
甘木市	13,191	15,751	28,942	12	12	24
市部計	(31) 285,548	314,632	(31) 600,180	709	554	1,263
筑紫野町	11,666	13,536	25,202	—	—	—
筑紫大宰府町	7,493	8,528	16,021	—	—	—
筑紫春日町	12,638	12,589	25,227	—	—	—
筑紫大野町	9,736	10,633	20,369	—	—	—
筑紫珂川町	3,092	3,441	6,533	—	—	—
筑紫郡計	44,625	48,727	93,352	—	—	—
早良町計	2,988	3,366	6,354	3	4	7
宇美町	6,184	6,868	13,052	—	—	—
篠栗町	4,411	5,134	9,545	16	14	30
志須町	6,280	6,977	13,257	—	—	—
新宮町	3,874	4,566	8,440	—	—	—
新宮町	3,456	3,651	7,107	—	—	—
志賀町	2,717	3,363	6,080	—	2	2
古賀町	7,727	8,386	16,113	—	—	—
久山町	2,099	2,369	4,468	1	—	1
粕屋町	5,466	5,935	11,401	195	187	382
粕屋郡計	42,214	47,249	89,463	212	203	415
宗像町	8,964	9,949	18,913	—	—	—
福津町	5,753	6,445	12,198	—	—	—
津屋崎町	3,366	4,096	7,462	—	—	—
玄海町	2,925	3,485	6,410	—	—	—
大島村	432	503	935	—	—	—
宗像郡計	21,440	24,478	45,918	—	—	—
杷木町	3,338	4,211	7,549	47	42	89
朝倉町	3,890	4,708	8,598	—	—	—
三輪町	2,717	3,276	5,993	—	—	—
夜須町	3,003	3,505	6,508	—	—	—
小石原村	470	549	1,019	1	3	4
宝珠山村	831	983	1,814	—	—	—
朝倉郡計	14,249	17,232	31,481	48	45	93
前原町	9,329	11,011	20,340	1	1	2
二丈町	3,549	4,190	7,739	—	—	—
志摩町	4,228	4,917	9,145	—	—	—
糸島郡計	17,106	20,118	37,224	1	1	2
郡部計	142,622	161,170	303,792	264	253	517
1区合計	(31) 428,170	475,802	(31) 903,972	973	807	1,780

登 録 者 数 調

お け る 抹 消 者 数 (c)			今 回 追 加 登 録 者 数 (d)			差 引 44 年 12 月 6 日 現 在 登 録 者 数 { a + (b + d) - c }		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
(31) 6,915	5,610	(31) 12,525	9,851	8,797	1,8648	275,990	302,610	578,600
63	120	183	477	535	1,012	13,617	16,178	29,795
(31) 6,978	5,730	(31) 12,708	10,328	9,332	19,660	289,607	318,788	608,395
260	304	564	383	422	805	11,789	13,654	25,443
137	143	280	330	370	700	7,686	8,755	16,441
484	358	842	791	638	1,429	12,945	12,869	25,814
420	380	800	541	570	1,111	9,857	10,823	20,680
4	3	7	140	161	301	3,228	3,599	6,827
1,305	1,188	2,493	2,185	2,161	4,346	45,505	49,700	95,205
40	40	80	96	85	181	3,047	3,415	6,462
98	95	193	252	259	511	6,338	7,032	13,370
103	100	203	200	178	378	4,524	5,226	9,750
235	211	446	197	199	396	6,242	6,965	13,207
78	78	156	111	111	222	3,907	4,599	8,506
83	79	162	114	121	235	3,487	3,693	7,180
79	77	156	72	75	147	2,710	3,363	6,073
212	166	378	290	258	548	7,805	8,478	16,283
37	44	81	81	88	169	2,144	2,413	4,557
115	102	217	34	36	70	5,580	6,056	11,636
1,040	952	1,992	1,351	1,325	2,676	42,737	47,825	90,562
156	150	306	269	297	566	9,077	10,096	19,173
129	128	257	244	232	476	5,868	6,549	12,417
54	64	118	87	91	178	3,399	4,123	7,522
29	37	66	68	86	154	2,964	3,534	6,498
1	4	5	7	4	11	438	503	941
369	383	752	675	710	1,385	21,746	24,805	46,551
44	55	99	64	91	155	3,405	4,289	7,694
36	48	84	48	63	111	3,902	4,723	8,625
26	49	75	49	78	127	2,740	3,305	6,045
38	48	86	84	80	164	3,049	3,537	6,586
5	7	12	11	9	20	477	554	1,031
12	8	20	35	47	82	854	1,022	1,876
161	215	376	291	368	659	14,427	17,430	31,857
153	135	288	210	279	489	9,387	11,156	20,543
68	64	132	74	84	158	3,555	4,210	7,765
19	5	24	83	112	195	4,292	5,024	9,316
240	204	444	367	475	842	17,234	20,390	37,624
3,155	2,982	6,137	4,965	5,124	10,089	144,696	163,565	308,261
(31) 10,133	8,712	(31) 18,845	15,293	14,456	29,749	434,303	482,353	916,656

(第 2 区)

区分 市町村名	前回報告の登録者数 (a)			(a) 以後に 登録者数 (b)		
	男	女	計	男	女	計
	若松区	33,160	36,989	70,149	211	286
八幡区	124,004	134,125	258,129	6	6	12
戸畑区	32,932	35,440	68,372	606	595	1,201
直方市	17,294	20,617	37,911	8	3	11
飯塚市	24,073	29,283	53,356	—	—	—
山田市	5,175	6,503	11,678	—	—	—
中間市	10,509	12,068	22,577	4	3	7
市区計	247,147	275,025	522,172	835	893	1,728
芦屋町	5,904	5,793	11,697	17	8	25
水巻町	8,319	9,121	17,440	—	—	—
岡垣町	4,752	5,594	10,346	—	—	—
遠賀町	2,823	3,296	6,119	—	—	—
遠賀郡計	21,798	23,804	45,602	17	8	25
小竹町	3,735	4,495	8,230	—	—	—
鞍手町	6,096	7,245	14,341	—	—	—
宮田町	9,268	11,017	20,285	6	4	10
若宮町	3,340	4,063	7,403	78	76	154
鞍手郡計	22,439	26,820	49,259	84	80	164
桂川町	4,957	5,865	10,822	—	—	—
稲築町	7,469	8,995	16,464	—	—	—
碓井町	2,271	2,757	5,028	—	—	—
嘉穂町	4,020	4,853	8,873	—	—	—
筑穂町	4,394	5,183	9,577	5	5	10
庄内町	2,558	3,149	5,707	—	—	—
穂波町	7,772	9,540	17,312	—	—	—
穎田町	2,338	2,801	5,139	—	—	—
嘉穂郡計	35,779	43,143	78,922	5	5	10
郡部計	80,016	93,767	173,783	106	93	199
2区合計	327,163	368,792	695,955	941	986	1,927

おける 抹消者数 (c)			今回追加登録者数 (d)			差引44年12月6日現在登録者数 { a + (b + d) - c }		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
2,145	1,787	3,932	1,014	1,001	2,015	32,146	36,348	68,494
5,323	5,969	11,292	7,175	6,457	13,632	126,074	134,795	260,869
616	547	1,163	1,791	1,589	3,380	34,425	36,906	71,331
293	396	689	463	498	961	17,472	20,722	38,194
760	802	1,562	726	743	1,469	24,039	29,224	53,263
206	229	435	118	145	263	5,087	6,419	11,506
343	424	767	365	403	768	10,535	12,050	22,585
9,686	10,154	19,840	11,652	10,836	22,488	249,778	276,464	526,242
273	189	462	215	174	389	5,863	5,786	11,649
166	210	376	236	258	494	8,389	9,169	17,558
110	95	205	230	201	431	4,872	5,700	10,572
47	65	112	119	105	224	2,895	3,336	6,231
596	559	1,155	800	738	1,538	22,019	23,991	46,010
190	169	359	92	107	199	3,637	4,433	8,070
118	107	225	97	205	302	6,075	7,343	13,418
179	202	381	189	213	402	9,284	11,032	20,316
64	160	224	56	97	153	3,410	4,076	7,486
551	638	1,189	434	622	1,056	22,406	26,884	49,290
853	889	1,742	108	113	221	4,212	5,089	9,301
145	157	302	286	306	592	7,610	9,144	16,754
95	130	225	48	41	89	2,224	2,668	4,892
40	37	77	61	92	153	4,041	4,908	8,949
103	158	261	74	96	170	4,370	5,126	9,496
79	110	189	70	98	168	2,549	3,137	5,686
155	174	329	261	296	557	7,878	9,662	17,540
36	43	79	65	77	142	2,367	2,835	5,202
1,506	1,698	3,204	973	1,119	2,092	35,251	42,569	77,820
2,653	2,895	5,548	2,207	2,479	4,686	79,676	93,444	173,120
12,339	13,049	25,388	13,859	13,315	27,174	329,454	369,908	699,362

(第 3 区)

区分 市町村名	前回報告の登録者数 (a)			(a) 以後に 登録者数 (b)		
	男	女	計	男	女	計
	久留米市	69,308	80,962	150,270	113	128
大牟田市	58,494	70,825	129,319	49	102	151
柳川市	14,230	17,033	31,263	—	—	—
八女市	11,797	14,120	25,917	—	—	—
筑後市	11,826	13,954	25,780	—	—	—
大川市	16,165	17,798	33,963	68	63	131
市部計	181,820	214,692	396,512	230	293	523
吉井町	5,509	6,627	12,136	—	—	—
田主丸町	7,134	8,605	15,739	—	—	—
浮羽町	5,734	6,938	12,672	—	—	—
浮羽郡計	18,377	22,170	40,547	—	—	—
北野町	3,676	4,422	8,098	1	1	2
小郡町	9,818	10,831	20,649	—	—	—
大刀洗町	3,827	4,508	8,335	—	—	—
三井郡計	17,321	19,761	37,082	1	1	2
城島町	4,393	5,170	9,563	—	—	—
大木町	4,025	4,759	8,784	—	—	—
三潞町	3,782	4,415	8,197	—	—	—
三潞郡計	12,200	14,344	26,544	—	—	—
黒木町	5,812	6,860	12,672	—	—	—
上陽町	1,851	2,151	4,002	—	—	—
立花町	4,958	5,882	10,840	2	1	3
広川町	4,403	5,178	9,581	36	34	70
矢部村	1,157	1,355	2,512	—	—	—
星野村	1,653	2,131	3,784	—	—	—
八女郡計	19,834	23,557	43,391	38	35	73
瀬高町	8,248	9,961	18,209	—	—	—
大和町	5,891	6,824	12,715	—	—	—
三橋町	5,094	6,207	11,301	—	—	—
山川町	2,089	2,458	4,547	2	2	4
山門郡計	21,322	25,450	46,772	2	2	4
高田町計	5,627	6,537	12,164	—	—	—
郡部計	94,681	111,819	206,500	41	38	79
3区合計	276,501	326,511	603,012	271	331	602

おける			今回追加登録者数(d)			差引44年12月6日現在登録者数 { a + (b + d) - c }		
抹消者数(c)								
男	女	計	男	女	計	男	女	計
7,588	7,796	15,384	1,784	1,799	3,583	63,617	75,093	138,710
2,250	2,585	4,835	1,143	1,209	2,352	57,436	69,551	126,987
163	188	351	238	301	539	14,305	17,146	31,451
254	274	528	285	346	631	11,828	14,192	26,020
157	177	334	295	316	611	11,964	14,093	26,057
106	147	253	452	369	821	16,579	18,083	34,662
10,518	11,167	21,685	4,197	4,340	8,537	175,729	208,158	383,887
31	32	63	107	122	229	5,585	6,717	12,302
86	107	193	148	136	284	7,196	8,634	15,830
60	88	148	102	114	216	5,776	6,964	12,740
177	227	404	357	372	729	18,557	22,315	40,872
39	53	92	60	78	138	3,698	4,448	8,146
810	660	1,470	275	281	556	9,283	10,452	19,735
15	112	127	84	91	175	3,896	4,487	8,383
864	825	1,689	419	450	869	16,877	19,387	36,264
66	51	117	93	94	187	4,420	5,213	9,633
36	55	91	88	86	174	4,077	4,790	8,867
36	47	83	73	87	160	3,819	4,455	8,274
138	153	291	254	267	521	12,316	14,458	26,774
44	60	104	205	244	449	5,973	7,044	13,017
12	18	30	27	31	58	1,866	2,164	4,030
46	56	102	66	67	133	4,980	5,894	10,874
50	63	113	88	106	194	4,477	5,255	9,732
18	14	32	17	22	39	1,156	1,363	2,519
19	26	45	41	53	94	1,675	2,158	3,833
189	237	426	444	523	967	20,127	23,878	44,005
69	83	152	196	219	415	8,375	10,097	18,472
82	60	142	88	109	197	5,897	6,873	12,770
94	143	237	101	121	222	5,101	6,185	11,286
25	35	60	33	21	54	2,099	2,446	4,545
270	321	591	418	470	888	21,472	25,601	47,073
86	82	168	109	119	228	5,650	6,574	12,224
1,724	1,845	3,569	2,001	2,201	4,202	94,999	112,213	207,212
12,242	13,012	25,254	6,198	6,541	12,739	270,728	320,371	591,099

(第 4 区)

区分 市町村名	前回報告の登録者数 (a)			(a) 以後に 登録者数 (b)		
	男	女	計	男	女	計
門司区	51,018	57,825	108,843	—	—	—
小倉区	121,365	129,676	251,041	—	—	—
田川市	21,352	25,756	47,108	13	8	21
行橋市	14,547	17,343	31,890	—	—	—
豊前市	10,457	12,473	22,930	157	162	319
市区計	218,739	243,073	461,812	170	170	340
香春町	4,987	5,959	10,946	—	—	—
添田町	5,659	7,005	12,664	—	—	—
金田町	2,378	2,842	5,220	8	6	14
糸田町	3,109	3,871	6,980	10	11	21
川崎町	8,190	9,697	17,887	1	2	3
赤池町	2,864	3,503	6,367	—	—	—
方城町	2,407	2,850	5,257	—	—	—
大任町	1,886	2,262	4,148	—	—	—
赤村	1,300	1,512	2,812	—	—	—
田川郡計	32,780	39,501	72,281	19	19	38
菊田町	7,694	8,663	16,357	—	—	—
厚川町	3,234	3,836	7,070	—	—	—
勝山町	1,898	2,164	4,062	—	—	—
豊津町	2,283	2,580	4,863	—	—	—
京都郡計	15,109	17,243	32,352	—	—	—
椎田町	4,413	4,823	9,236	—	—	—
吉富町	2,276	2,693	4,969	—	—	—
築城町	3,713	4,380	8,093	—	—	—
新吉富村	1,172	1,479	2,651	—	—	—
大平村	1,639	1,981	3,620	—	—	—
築上郡計	13,213	15,356	28,569	—	—	—
郡部計	61,102	72,100	133,202	19	19	38
4区合計	279,841	315,173	595,014	189	189	378
市部合計	(31) 933,254	1,047,422	(31) 1,980,676	1,944	1,910	3,854
郡部合計	378,421	438,856	817,277	430	403	833
県合計	(31) 1,311,675	1,486,278	(31) 2,797,953	2,374	2,313	4,687

おける			今回追加登録者数 (d)			差引44年12月6日現在登録者数 { a + (b + d) - c }		
抹消者数 (c)								
男	女	計	男	女	計	男	女	計
1,353	1,128	2,481	2,207	2,290	4,497	51,692	58,804	110,496
2,741	2,596	5,337	4,543	4,122	8,665	123,515	131,523	255,038
369	357	726	434	482	916	21,430	25,889	47,319
251	219	470	659	668	1,327	14,955	17,792	32,747
391	430	821	224	232	456	10,447	12,437	22,884
5,105	4,730	9,835	8,067	7,794	15,861	222,039	246,445	468,484
164	177	341	123	128	251	4,946	5,910	10,856
368	381	749	93	119	212	5,384	6,743	12,127
36	44	80	60	72	132	2,410	2,876	5,286
56	71	127	76	81	157	3,139	3,892	7,031
106	80	186	206	217	423	8,291	9,836	18,127
54	71	125	53	65	118	2,863	3,497	6,360
51	42	93	66	58	124	2,422	2,866	5,288
20	27	47	97	58	155	1,963	2,293	4,256
36	39	75	28	26	54	1,292	1,499	2,791
891	932	1,823	802	824	1,626	32,710	39,412	72,122
161	167	328	250	256	506	7,783	8,752	16,535
54	62	116	55	66	121	3,235	3,840	7,075
30	25	55	37	33	70	1,905	2,172	4,077
29	45	74	59	54	113	2,313	2,589	4,902
274	299	573	401	409	810	15,236	17,353	32,589
178	163	341	117	94	211	4,352	4,754	9,106
56	44	100	66	79	145	2,286	2,728	5,014
99	109	208	89	103	192	3,703	4,374	8,077
24	22	46	17	35	52	1,165	1,492	2,657
13	24	37	23	25	48	1,649	1,982	3,631
370	362	732	312	336	648	13,155	15,330	28,485
1,535	1,593	3,128	1,515	1,569	3,084	61,101	72,095	133,196
6,640	6,323	12,963	9,582	9,363	18,945	283,140	318,540	601,680
(31) 32,287	31,781	(31) 64,068	34,244	32,302	66,546	937,153	1,049,855	1,987,008
9,067	91315	18,382	10,688	11,373	22,061	380,472	441,317	21,789
(31) 41,354	41,096	(31) 82,450	44,932	43,675	88,607	1,317,625	1,491,171	2,808,797

6 選挙事務報告例による各種報告調 (総選挙)

(1) 開票結果に関する調

第1区	当落の別	候補者氏名	得票数	男女別	年令	党派	新前元別	職業	
	○	田中昭二	107,016	男	42	公明党	前	公明党財政委員長	
	○	進藤一馬	80,693	男	65	自由民主党	前	会社役員	
	○	中島茂喜	70,902	男	60	自由民主党	元	農業	
	○	中村寅太	69,376	男	67	自由民主党	前	農業	
	○	榑崎弥之祐	68,286	男	49	日本社会党	前	団体役員	
		河野正	65,338	男	55	日本社会党	前	医師	
		山崎拓	46,929	男	33	無所属	新	福岡県議会議員	
		斉藤幸	41,351	男	53	日本共産党	新	政党役員	
		福井順一	21,786	男	60	無所属	元	県更生会会長	
		原田文枝	21,214	女	57	民社党	新	団体役員	
		多田外海	517	男	61	無所属	新	無職	
	法定得票数		29,670,4	供託物没収点		23,736,3	選挙運動法定費用額		3,666,700円

第2区	当落の別	候補者氏名	得票数	男女別	年令	党派	新前元別	職業	
	○	大橋敏雄	80,310	男	44	公明党	前	公明党県連幹事長	
	○	三原朝雄	79,288	男	60	自由民主党	前	三原木材工業株式会社社長	
	○	伊藤卯四郎	74,157	男	75	民社党	元	政党役員	
	○	松本七郎	69,713	男	58	日本社会党	前	各種団体役員	
	○	田代文久	68,621	男	69	日本共産党	前	政党役員	
		多賀谷真稔	64,056	男	49	日本社会党	前	日本社会党政策審議会長	
		有馬英二	38,419	男	61	自由民主党	元	建設省専門委員	
		松尾義勝	8,340	男	26	無所属	新	団体役員(全国未来を 開く青年会議議長)	
	法定得票数		24,145,2	供託物没収点		19,316,2	選挙運動法定費用額		3,319,000円

第3区	当落の別	候補者氏名	得票数	男女別	年令	党派	新前元別	職業	
	○	山崎平八郎	67,895	男	58	自由民主党	新	団体役員	
	○	鬼木勝利	63,329	男	65	公明党	新	党教育局長	
	○	荒木萬壽夫	61,372	男	68	自由民主党	前	国務大臣	
	○	細谷治嘉	57,319	男	57	日本社会党	前	党役員	
	○	石井光次郎	56,731	男	80	自由民主党	前	党役員	
		榑橋渡	52,459	男	67	無所属	元	弁護士	
		稲富稜人	48,634	男	67	民社党	前	団体役員	
		田中稔男	23,120	男	67	日本社会党	元	団体役員	
		松倉三郎	12,493	男	45	日本共産党	新	団体役員	
	法定得票数		22,167,6	供託物没収点		17,734,1	選挙運動法定費用額		3,145,800円

第4区	当落の別	候補者氏名	得票数	男女別	年令	党派	新前元別	職業	
	○	田中六助	71,435	男	46	自由民主党	前	外務政務次官	
	○	蔵内修治	70,888	男	51	自由民主党	前	自民党総務	
	○	桑名義治	63,954	男	39	公明党	新	福岡県議会議員	
	○	池田禎治	55,424	男	59	民社党	前	政党役員	
		滝井義高	50,110	男	54	日本社会党	元	医師	
		吉田法晴	46,546	男	61	日本社会党	新	団体役員	
		高曲敏三	42,249	男	56	日本共産党	新	政党役員(日本共産党 福岡県常任委員)	
		宇佐美正一	654	男	54	立憲養正会	新	食料品卸商	
	法定得票数		25,078,8	供託物没収点		20,063,0	選挙運動法定費用額		3,403,400円

(2) 選挙人名簿登録者数に関する調

① 選挙時登録日現在における選挙人名簿登録者数

市 郡 別	市 区 部			郡 部			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
選挙人名簿登録者数	937,153	1,049,855	1,987,008	380,472	441,317	821,789	1,317,625	1,491,172	2,808,797

② 補正登録により登録された者の数

市 郡 別	市 区 部			郡 部			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
補正登録者数	3,917	4,365	8,282	845	940	1,785	4,762	5,305	10,067

備考 選挙時登録日（12月6日）以降から選挙日当日までに補正登録された者の数である。

(3) 有権者数、投票者数及び投票率に関する調（その1）

選挙区	選 挙 当 日 の 有 権 者 数								
	市 区 部			郡 部			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	290,087	319,263	609,350	144,266	163,217	307,483	434,353	482,480	916,833
2	248,429	275,610	524,039	79,599	93,405	173,004	328,028	369,015	697,043
3	173,861	206,578	380,439	94,723	111,957	206,680	268,584	318,535	587,119
4	221,040	246,389	467,429	60,812	71,854	132,666	281,852	318,243	600,095
計	933,417	1,047,840	1,981,257	379,400	440,433	819,833	1,312,817	1,488,273	2,801,090

(その2)

選挙区	投 票 者 数								
	市 区 部			郡 部			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	172,715	202,162	374,877	103,534	119,699	223,233	276,249	321,861	598,110
2	165,774	188,112	353,886	61,336	72,768	134,104	227,110	260,880	487,990
3	127,888	153,440	281,328	76,320	89,901	166,221	204,208	243,341	447,549
4	138,513	161,537	300,050	47,827	57,159	104,986	186,340	218,696	405,036
計	604,890	705,251	1,310,141	289,017	339,527	628,544	893,907	1,044,778	1,938,685

(その3)

選挙区	棄権者数								
	市区部			郡部			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	117,372	117,101	234,473	40,732	43,518	84,250	158,104	160,619	318,723
2	82,655	87,498	170,153	18,263	20,637	38,900	100,918	108,135	209,053
3	45,973	53,138	99,111	18,403	22,056	40,459	64,376	75,194	139,570
4	82,527	84,852	167,379	12,985	14,695	27,680	95,512	99,547	195,059
計	328,527	342,589	671,116	90,383	100,906	191,289	418,910	443,495	862,405

(その4)

選挙区	投票率 (100.00%)								
	市区部			郡部			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	59.54	63.32	61.52	71.77	73.34	72.60	63.60	66.71	65.24
2	66.73	68.25	67.53	77.06	77.91	77.51	69.23	70.70	70.01
3	73.56	74.28	73.95	80.58	80.30	80.42	76.03	76.39	76.23
4	62.66	65.56	64.19	78.65	79.55	79.14	66.11	68.72	67.50
計	64.80	67.31	66.13	76.18	77.09	76.67	68.09	70.20	69.21

(4) 候補者の届出に関する調

立候補届出期間中に届出をした候補者の数			左記の期間中に死亡し、辞退し又は却下された者の数			立候補届出締切日現在における候補者の数	立候補届出締切日経過後に死亡し、辞退し又は却下された者の数			補充立候補届出期間中に届出をした候補者数			差引合計
自ら届出をした候補者の数	推薦届出による候補者の数	計	死亡者	辞退者	却下された者		死亡者	辞退者	却下された者	自ら届出をした候補者の数	推薦届出による候補者の数	計	
36	—	36	—	—	—	36	—	—	—	—	—	—	36

(5) 選挙区別、党派別立候補者数、競争率に関する調

選挙区	定数 A	党派別立候補者数								競争率 $\frac{B}{A}$
		自民	社会	民社	公明	共産	諸派	無所属	計 B	
1	5	3	2	1	1	1	—	3	11	2.20
2	5	2	2	1	1	1	—	1	8	1.60
3	5	3	2	1	1	1	—	1	9	1.80
4	4	2	2	1	1	1	1	—	8	2.00
計	19	10	8	4	4	4	1	5	36	1.89

(6) 党派別男女別新前元別候補者数に関する調

新前元別		党派別								合計
		自民党	社会党	民社党	公明党	共産党	諸派	無所属		
新	男	1	1		2	3	1	3	11	
	女			1					1	
	計	1	1	1	2	3	1	3	12	
前	男	7	5	2	2	1			17	
	女									
	計	7	5	2	2	1			17	
元	男	2	2	1				2	7	
	女									
	計	2	2	1				2	7	
計	男	10	8	3	4	4	1	5	35	
	女			1					1	
	計	10	8	4	4	4	1	5	36	

(7) 職業別候補者数に関する調

教育家	宗教家	商業	工鉱業	農林業	水産業	(弁理士を含む)	(税理士を含む)	(歯科医を含む)	薬剤師	著述業	出版業	記者	(重役を含む) 会社社員	政党役員	団体役員	その他の職業	無職	合計
		1		2		1		2					2	12	10	5	1	36

(8) 選挙運動事務員の届出をした候補者数に関する調

事務員数別	党派別								合計
	自民党	社会党	民社党	公明党	共産党	諸派	無所属		
30人未満	6	3	1	2	1	1	2	16	
30人～60人	2	1		1				4	
60人以上									
合計	8	4	1	3	1	1	2	20	

(9) 年齢別候補者数に関する調

25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳以上 55歳未満	55歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上 70歳未満	70歳以上	合計	最高 年齢	最低 年齢	平均 年齢	全候補者の 年齢の総計
1	1	1	2	4	4	7	6	8	2	36	80	26	57	2,038

(10) 党派別男女別新前元別当選人数に関する調

新前元別	性別	党派別								合計
		自民党	社会党	民社党	公明党	共産党	諸派	無所属		
新	男	1			2				3	
	女									
	計	1			2				3	
前	男	7	3	1	2	1			14	
	女									
	計	7	3	1	2	1			14	
元	男	1		1					2	
	女									
	計	1		1					2	
計	男	9	3	2	4	1			19	
	女									
	計	9	3	2	4	1			19	

(11) 職業別当選人数に関する調

教育家	宗教家	商業	工業	農林業	水産業	弁護士 (弁理士を含む)	計理士 (税理士を含む)	医 (歯科医を含む) 師	薬剤師	著述業	出版業	記者	会 (重役を含む) 社員	政党役員	団体役員	その他の業	無職	合計
				2									2	9	3	3		19

(12) 年齢別当選人数に関する調

25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳以上 55歳未満	55歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上 70歳未満	70歳以上	合計	最高 年齢	最低 年齢	平均 年齢	全当選人の 年齢の総計	
			1	2	2	1	4	2	5	2	19	80	39	59	1,112

(13) 党派別男女別得票数に関する調

党派別 男女別	自民党	社会党	民社党	公明党	共産党	諸派	無所属	合計
男	666,999	444,488	178,215	314,609	164,714	654	130,031	1,899,710
女			21,214					21,214
計	666,999	444,488	199,429	314,609	164,714	654	130,031	1,920,924

(14) 落選人に関する調

定数 (A)	候補者数		定数に対する 候補者数の 比率($\frac{B}{A}$) 倍	落選人数 (C) + (D)	落選人数の内訳		
	立候補者 総数	選挙当日の 候補者数 (B)			法第95条第1 項但書の法定 得票数に達し た者の数 (C)	法第95条第1 項但書の法定 得票数に達し ない者の数(D)	左記(D)欄の落 選人のうち法第93 条第1項の得票 数に達しない者 の数
19	36	36	1.9	17	11	6	6

(15) 投票総数、有効投票数及び無効投票数等に関する調

投票総数 (A)	有効投票数 (B)	無効投票数 (C)	無効投票率 (100.00%) (C/A)
1,938,304	1,920,924	17,380	0.90

(16) 有効投票に関する調

法第68条の2 第1項以外の 投票数	法第68条の2第 2項によって按 分した投票数	左記の内訳				いずれの候補 者にも属しな い票数	合計
		氏名を記 載したもの の	氏を記載 したもの	名を記載 したもの	その他		
1,920,924	—	—	—	—	—	—	1,920,924

(17) 無効投票に関する調

正規の用紙を用 いないもの	候補者の氏名を 記載し	候補者の氏名を 記載し	候補者の氏名を 記載し	候補者の氏名を 記載し	候補者の氏名を 記載し	候補者の氏名を 記載し	候補者の氏名を 記載し	候補者の氏名を 記載し	候補者の氏名を 記載し	候補者の氏名を 記載し	候補者の氏名を 記載し	候補者の氏名を 記載し	その他	合計
64	5,359	—	246	—	352	1	6,485	1,862	1,499	1,499	13	17,380		

(18) 仮投票に関する調

市 郡 別	総 数	事由による内訳		受理、不受理による内訳	
		投票の拒否の決 定を受けた選挙 人において不服 がある場合	投票立会人にお いて異議のある 場合	受理したもの	受理しなかつた もの
市 区 部	2	2	0	2	0
郡 部	1	1	0	0	1
計	3	3	0	2	1

(19) 点字投票に関する調

市 郡 別	総 数	内 訳	
		有 効	無 効
市 区 部	378	370	8
郡 部	104	100	4
計	482	470	12

(21) 不在者投票の事由に関する調

(イ) 選挙人の属する市町村において不在者投票用紙を交付したものであるものに関する調

事 由 別	市 郡 別	投 票 用 紙 等 の 請 求				交	
		直 接		郵 便	合 計	直 接	郵 送
		本 人	代 理 人				
法第49条第1号当者	市 区 部 市 郡 計	5,606 3,090 8,696	72 36 108	745 340 1,085	6,423 3,466 9,889	5,791 3,120 8,911	627 343 970
法第49条第2号当者	市 区 部 市 郡 計	12,042 3,737 15,779	0 4 4	592 788 1,380	12,634 4,529 17,163	12,210 3,718 15,928	423 807 1,230
法第49条第3号当者	市 区 部 市 郡 計	1,224 823 2,047	9,236 1,436 10,672	6,342 6,284 12,626	16,802 8,543 25,345	10,456 2,489 12,945	6,252 6,013 12,265
法第49条第4号当者	市 区 部 市 郡 計	105 37 142		2 2	105 39 144	105 37 142	2 1
法第49条第5号当者	市 区 部 市 郡 計	368 111 479		539 210 749	907 321 1,228	354 111 465	553 208 761
合 計	市 区 部 市 郡 計	19,345 7,798 27,143	9,308 1,476 10,784	8,218 7,624 15,842	36,871 16,898 53,769	28,916 9,475 38,391	7,855 7,373 15,228

(20) 代理投票に関する調

市 郡 別	総 数	投票当日投票所における代理投票			不在者投票管理者のもとにおける代理投票		
		身体の故障	文 盲	計	身体の故障	文 盲	計
市 区 部	4,307	852	2,803	3,655	307	345	652
郡 部	3,128	612	2,120	2,732	156	240	396
計	7,435	1,464	4,923	6,387	463	585	1,048

計	付		投 票				
	交付を拒絶したものの	合 計	投票したものの (A)	投票しなかったもの	計	船員で特定市町村の選管から不在者投票用紙の交付を受けて投票したもの (B)	合 計 (A)+(B)
6,418 3,463 9,881	5 3 8	6,423 3,466 9,889	6,148 3,374 9,522	270 89 359	6,418 3,463 9,881	55 10 65	6,203 3,384 9,587
12,633 4,525 17,158	1 4 5	12,634 4,529 17,163	12,413 4,477 16,890	220 48 268	12,633 4,525 17,158	0	12,413 4,477 16,890
16,708 8,502 25,210	94 41 135	16,802 8,543 25,345	16,168 8,321 24,489	540 181 721	16,708 8,502 25,210		16,168 8,321 24,489
105 39 144		105 39 144	105 38 143	1 1	105 39 144	0	105 38 143
907 319 1,226	0 2 2	907 321 1,228	671 272 943	236 47 283	907 319 1,226	0	671 272 943
36,771 16,848 53,619	100 50 150	36,871 16,898 53,769	35,505 16,482 51,987	1,266 366 1,632	36,771 16,848 53,619	55 10 65	35,560 16,492 52,052

(21) 不在者投票の事由に関する調

(㊦) 指定市町村において他市町村の船員に不在者投票用紙を交付したものであるものに関する調

事由別	市郡別	投票用紙等の請求				交 付				
		直 接		郵 便	合 計	直 接	郵 送	計	交付を拒絶したもの	合 計
		本 人	代理人							
法第49条第1号該当者	市 区 部 郡 計	5 3 8	44 13 57		49 16 65	49 16 65		49 16 65		49 16 65
法第49条第2号該当者	市 区 部 郡 計									
法第49条第3号該当者	市 区 部 郡 計									
法第49条第4号該当者	市 区 部 郡 計									
法第49条第5号該当者	市 区 部 郡 計									
合 計	市 区 部 郡 計	5 3 8	44 13 57		49 16 65	49 16 65		49 16 65		49 16 65

(23) 不在者投票管理者別不在者投票に関する調

選挙人の属する市町村の選管委員長に対してなしたもの			業務地又は旅行地の市町村の選管委員長に対してなしたもの			船長に対してなしたものの			病院院長、老人ホームの長、国立保養所々長、援護施設又は保護施設の長に対してなしたもの		
本 人	代理 投票	計	本 人	代理 投票	計	本 人	代理 投票	計	本 人	代理 投票	計
25,732	246	25,978	1,598	0	1,598	206	0	206	23,346	802	24,148

(22) 不在者投票の受理、不受理に関する調

市 郡 別	投票管理者において受理と決定しかつ拒否の決定をしなかったもの	投票管理者において不受理又は拒否と決定したもの			合 計
		開票管理者において受理と決定したもの	開票管理者において不受理と決定したもの	計	
市 区 部	35,536	11	13	24	35,560
郡 部	16,469	4	19	23	16,492
計	52,005	15	32	47	52,052

監獄の長、代用監獄の管理者に対してなしたもの			少年院の長又は婦人補導院の長に対してなしたもの			合 計		
本人	代理投票	計	本人	代理投票	計	本人	代理投票	計
110	0	110	12	0	12	51,004	1,048	52,052

(24) 指定船舶における不在者投票に関する調

市 郡 別	投票用紙等の請求件数	投票用紙等の交付枚数	投 票 者 数
市 区 部	0	0	0
郡 部	0	0	0
計	0	0	0

(25) 投票所に使用した施設に関する調

市町村別	市町村数	投票所数	左 記 の 内 訳				借上料を要した投票所数
			市 役 所 市 町 村 役 場	学 校	公 会 堂	そ の 他	
市 区	20	495	7	339	17	132	89
町 村	83	427	15	262	24	126	58
計	103	922	22	601	41	258	147

(26) 繰上投票の期日別投票区数に関する調

12月25日	月 日	月 日	月 日	月 日	計	繰上投票をした市町村数
4					4	3

(27) 投票所開閉時刻の繰り上げ、繰り下げに関する調

市区部 部部別	開始時刻の繰り上げ のな投票所	開始時刻の繰り上げ のな投票所	開始時刻の繰り上げ のな投票所	開始時刻の繰り上げ のな投票所	開始時刻の繰り上げ のな投票所	開始時刻の繰り上げ のな投票所	開始時刻の繰り上げ のな投票所	開始時刻の繰り上げ のな投票所	開始時刻の繰り上げ のな投票所	開始時刻の繰り上げ のな投票所	開始時刻の繰り上げ のな投票所	開始時刻の繰り上げ のな投票所	開始時刻の繰り上げ のな投票所	計	投票所 総数
市区部													5	5	495
部部													29	29	427
計													34	34	922

(28) 投票箱の送致に関する調

市町村別	投票の当日開票所に 到着した投票箱	投票の翌日開票所に 到着した投票箱	投票の翌々日以降開 票所に到着した投票 箱	合計
市区	495			495
町村	427			427
計	922			922

(29) 開票区に関する調

市町村別	区分	市区町村を一区とした ものについて	市区町村の区域を二以上の開票区に分けた 市区町村について										町村の区域を合わせた 開票区について			合計	借上料 を要した開票 所		
			二 開票区 に分けた もの	三 "	四 "	五 "	六 "	七 "	八 "	九 "	十 以上 "	計	二 町村を 合わせた もの	三 "	四 以上 "			計	
市区	市区数	15	1		1		3							5				20	
	開票数	15	2		4		18							24				39	
町村	町村数	83																83	
	開票数	83																83	
計	市区数	98	1		1		3							5				103	
	開票数	98	2		4		18							24				122	

(30) 選挙区別、開票期日別、開票区数、有権者数に関する調

選挙区	計				即 日				翌 日			
	開票区数		有権者数		開票区数		有権者数		開票区数		有権者数	
	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比
1	36	100	916,833	100	29	80.6	307,483	33.5	7	19.4	609,350	66.5
2	29	100	697,043	100	8	27.6	95,184	13.7	21	72.4	601,859	86.3
3	29	100	587,119	100	22	75.9	258,661	44.1	7	24.1	328,458	55.9
4	28	100	600,095	100	19	67.9	155,326	25.9	9	32.1	444,769	74.1
計	122	100	2,801,090	100	78	63.9	816,654	29.2	44	36.1	1,984,436	70.8

(31) 立会人に関する調

市町村別	投票立会人		開票立会人		選挙立会人	摘 要
	投票所数	投票立会人数	開票所数	開票立会人数		
市 区	495	1,485	39	286		
町 村	427	1,342	83	561		
計	922	2,827	122	847	12	

(32) 投票管理者及び投票所事務従事者に関する調

市町村別	投票管理者				投票所事務従事者					
	投票管理者	職務代理者	臨時に職務を管理した者	合計	市町村の選挙管理委員会の書記	市町村の職員		学校職員	その他	合計
						吏員	その他の職員			
市 区	495	0	0	495	38	4,048	334	35	1,182	5,637
町 村	426	4	0	430	246	4,227	568	16	69	5,126
計	921	4	0	925	284	8,275	902	51	1,251	10,763

(33) 開票管理者及び開票所事務従事者に関する調

市町村別	開 票 管 理 者				開 票 所 事 務 従 事 者					
	開 票 管 理 者	職 務 代 理 者	臨 時 に 職 総 を 管 理 し た も の	計	市 町 村 の 選 挙 管 理 委 員 会 の 書 記	市 町 村 の 職 員		学 校 職 員	そ の 他	計
						吏 員	そ の 他 の 職 員			
市 区	39	0	0	39	82	2,317	76	4	62	2,541
町 村	83	0	0	83	263	2,733	348	2	28	3,374
計	122	0	0	122	345	5,050	424	6	90	5,915

(34) 選挙長及び選挙会事務従事者に関する調

選挙区数	選 挙 長					選 挙 会 の 事 務 従 事 者					
	都 道 府 県 の 選 挙 管 理 委 員 会 の 委 員 長	同 左 記 の 委 員	書 記 長	そ の 他	計	都 道 府 県 の 選 挙 管 理 委 員 会 の 書 記 長 及 び 書 記	都 道 府 県 の 職 員		学 校 職 員	そ の 他	計
							吏 員	そ の 他 の 職 員			
4	1	3			4	12				4	16

(35) 選挙公報に関する調

候補者数	公報掲載申請期限	掲載申請候補者数	印刷部数	配布世帯数	印刷から配布までの所要日数			印刷所名	公報一部当り印刷費(用紙代を含む)
					印刷に要した日数	各世帯に配布を完了するまでに要した日数	計		
36	12月10日	36	1,212,000	1,194,200	6	8	14	夕刊フクニチ新聞社	3円97銭

(36) 投票記載所の氏名等の掲示に関する調

市 町 村 別	掲 示 総 数
市 区	495
町 村	427
計	922

(37) ポスター掲示場に関する調 (1)

面積	有権者数												合計
	1千人未満				1千人以上5千人未満			5千人以上1万人未満		1万人以上			
	2Km ² 未満	2Km ² ~4Km ²	4Km ² ~8Km ²	8Km ² 以上	4Km ² 未満	4Km ² ~8Km ²	8Km ² 以上	4Km ² 未満	4Km ² 以上	4Km ² 未満	4Km ² 以上		
投票所数	市区	7	5	5	15	211	63	30	140	12	3	4	495
	町	18	12	29	42	104	91	94	5	10	0	0	405
	村		2	2	12		2	4					22
	計	25	19	36	69	315	156	128	145	22	3	4	922
掲示場設置数	市区	29	28	32	106	1,495	508	270	1,114	117	27	40	3,766
	町	81	67	171	305	735	743	883	42	103	0	0	3,130
	村		14	14	95		16	37					176
	計	110	109	217	506	2,230	1,267	1,190	1,156	220	27	40	7,072

(37) ポスター掲示場に関する調 (2)

市町村別	新設した掲示場数		既存のものを修理した掲示場数		合計
	恒久的掲示場	恒久的掲示場以外の掲示場	恒久的掲示場	恒久的掲示場以外の掲示場	
市区	0	3,471	80	215	3,766
町	0	2,173	394	563	3,130
村	0	124	10	42	176
計	0	5,768	484	820	7,072

ポ ス タ 一 掲 示 場 設 置 数

区別	市区町村名		区別	市区町村名		区別	市区町村名	
第 1 区	福岡市	777	第 2 区	直方市	116	区	三 湊 町	24
	甘木市	130		飯塚市	158		黒木町	110
	筑紫野町	90		山田市	30		上陽町	47
	太宰府町	32		中間市	71		立花町	71
	春日町	32		芦屋町	16		広川町	39
	大野町	33		水巻町	49		矢部村	41
	那珂川町	49		岡垣町	35		星野村	33
	早良町	42		遠賀町	29		瀬高町	74
	宇美町	25		小竹町	35		大和町	49
	篠栗町	31		鞍手町	60		三橋町	40
第 1 区	志免町	22	区	宮田町	67	3 区 計	山川町	18
	須恵町	23		若宮町	51		高田町	49
	新宮町	22		桂川町	49			
	志賀町	30		稲築町	50			
	古賀町	58		碓井町	15			
	久山町	18		嘉穂町	55			
	粕屋町	23		筑穂町	55			
	宗像町	66		穂波町	51			
	福岡間町	40		庄内町	26			
	津屋崎町	32		穎田町	32			
第 1 区	玄海町	39	2 区 計		1,680	第 4 区	門司区	227
	大島村	8		久留米市	275		小倉市	464
	杷木町	35		大牟田市	234		小田川市	118
	朝倉町	32		柳川市	82		田行市	89
	三輪町	25		八女市	74		豊前市	125
	夜須町	35		筑後市	100		香春町	41
	小石原村	16		大川市	66		添田町	87
	小宝珠山村	17		吉井町	38		金田町	9
	前原町	97		田主丸町	57		糸田町	21
	二文町	53		浮羽町	58		川崎町	75
志摩町	59	北野町	31	赤方町	24			
若松区		157	第 3 区	大刀洗町	31	4 区 計	大任町	17
	八幡区	381		城島町	35		大任村	17
	戸畑区	92		大木町	24		田町	47
							川町	56
							山町	26
							津町	23
							田町	48
							富町	14
							城村	43
							吉富村	17
						新区	44	
						4 区 計	1,661	
						県 計	7,072	

(38) 立会演説会の開催計画等に関する調

選挙区別	立会演説会 参加申出期限	立会演説会 開始月日	立会演説会 終了月日	開催 延回数	1回の演説会に おいて演説する おことのできる 補者の数	班別編成による立会演説会	
						班の数	演説順序決定 の期間の数
1	12月 8日	12月 16日	12月 21日	12	12	1	2
2	12月 8日	12月 16日	12月 21日	12	12	1	2
3	12月 8日	12月 16日	12月 21日	12	12	1	2
4	12月 8日	12月 16日	12月 21日	12	12	1	2

(39) 立会演説会の開催度数に関する調

選挙区別	会の指定した町村の数 都道府県の選挙管理委員	左記の開催度数	人口五万未満の市区の数	左記市における開催度数	未満の市区の数 人口五万以上十万人	左記市における開催度数	未満の市区の数 人口十万以上十五万人	左記市における開催度数	未満の市区の数 人口十五万以上二十万人	左記市における開催度数	未満の市区の数 人口二十万以上二十五万人	左記市における開催度数	未満の市区の数 人口二十五万以上三十万人	左記市における開催度数	人口三十万以上の数	左記市における開催度数	合計	
																	開催市町村数	開催度数
1	6	6	1	1											1	5	8	12
2	4	4	2	2	2	2	2	2							1	2	11	12
3	4	4	3	3	1	1			2	4							10	12
4	4	4	2	2	1	1			1	2					1	3	9	12
計	18	18	8	8	4	4	2	2	3	6					3	10	38	48

(40) 立会演説会の演説者等に関する調

選挙 区別	立会演説会に参加を 申込んだ候補者数	現に立会演説会に 参加した者の延数	左記のうち代理者 の演説延回数	一候補者の 演説時間	摘 要
1	10	120	3	19分	班別編成
2	8	96	0	19分	班別編成
3	9	108	2	19分	班別編成
4	8	96	0	19分	班別編成
計	35	420	5	19分	

(41) 立会演説会に使用した施設に関する調

市町村別	使用した 施設の 総数	使 用 し た 施 設 の 内 訳							
		公立学校	私立学校	公民館	公会堂	議事堂	劇場	社寺	その他
市 区	30	4	1		24		1		
町 村	18	12		5	1				
計	48	16	1	5	25		1		

(42) 立会演説会の聴衆等に関する調

(イ) 総 括

立会演説 会開催の 総回数	左記演説会に集合した 聴衆総人員数			演 説 会 中					
				最も多く集合した 人員数		最も少なかった 人員数		平均(総人数÷回数)	
	市区部	郡部	計	市区部	郡部	市区部	郡部	市区部	郡部
48	29,152	17,931	47,083	1,348	850	120	171	972	996

(ロ) 会場別

(第 1 区)

日	時	開催市町	施設の名称	聴衆の数			
				最多数	最少数	延人員	候補者1人当り平均人員
12月16日	A	福岡市中央地区	福岡市民会館	680	550	6,180	618
	B	筑紫郡筑紫野町	筑紫野町中央公民館	600	300	5,050	505
12月17日	A	朝倉郡杷木町	杷木町立杷木小学校講堂	209	93	1,585	159
	B	甘木市	希声館	397	120	3,191	319
12月18日	A	福岡市西部地区	姪浜小学校講堂	120	40	825	82
	B	糸島郡前原町	前原町中央公民館	832	193	4,854	485
12月19日	A	福岡市博多地区	大博劇場	230	80	1,410	141
	B	宗像郡宗像町	町立東郷小学校講堂	397	76	2,742	274
12月20日	A	福岡市東部地区	千代小学校講堂	200	32	991	99
	B	粕屋郡粕屋町	粕屋中学校体育館	430	100	2,040	204
12月21日	A	粕屋郡古賀町	古賀中学校体育館	264	138	2,101	210
	B	福岡市南部地区	電気ホール	260	100	1,610	161

(第 2 区)

12月16日	A	北九州市若松区	若松文化体育館	707	283	4,457	557
	B	北九州市八幡区第1地区	八幡市民会館	860	320	5,365	670
12月17日	A	嘉穂郡稲築町	稲築高等学校体育館	287	181	1,919	239
	B	山田市	山田市労働会館講堂	440	240	2,830	350
12月18日	A	嘉穂郡穂波町	穂波町公民館	380	250	2,570	321
	B	飯塚市	飯塚市文化センター	623	351	3,858	482
12月19日	A	北九州市八幡区第2地区	八幡市民会館	421	120	1,861	233
	B	中間市	中間市公会堂	450	150	2,930	366
12月20日	A	遠賀郡水巻町	水巻町公民館	500	200	3,500	437
	B	北九州市戸畑区	戸畑文化ホール	684	306	4,204	525
12月21日	A	鞍手郡宮田町	旧宮田南小学校講堂	789	298	3,550	443
	B	直方市	直方市民会館	660	371	4,210	526

(第 3 区)

日	時	開 催 市 町	施 設 の 名 称	聴 衆 の 数			
				最多数	最少数	延人員	候補者1人当り平均人員
12月16日	A	久留米市東部	久留米市民会館	830	380	5,940	660
	B	大牟田市第1地区	大牟田市民会館	1,919	502	12,390	1,376
12月17日	A	三井郡小郡町	小郡小学校講堂	415	87	2,439	259
	B	八女市	福島小学校講堂	400	80	2,380	264
12月18日	A	柳川市	柳川市立柳城中学校講堂	1,100	300	6,550	727
	B	久留米市西部	久留米市民会館	1,100	350	5,730	636
12月19日	A	大川市	大川市民会館	600	350	5,000	555
	B	筑後市	筑後市民会館	600	600	5,400	600
12月20日	A	八女郡黒木町	黒木町民会館	601	269	3,743	415
	B	浮羽郡吉井町	吉井小学校講堂	700	250	4,300	477
12月21日	A	山門郡瀬高町	瀬高町中央公民館	850	190	4,490	499
	B	大牟田市第2地区	大牟田市民会館	856	197	6,643	738

(第 4 区)

12月16日	A	北九州市門司区第1地区	門司体育館	280	80	1,560	195
	B	北九州市小倉区第1地区	小倉市民会館	675	469	4,743	592
12月17日	A	京都郡苅田町	南原小学校講堂	171	64	1,238	154
	B	豊前市	豊前市民会館	460	117	2,846	356
12月18日	A	北九州市小倉区第2地区	小倉市民会館	181	123	1,193	149
	B	北九州市門司区第2地区	門司体育館	480	270	3,323	415
12月19日	A	田川郡川崎町	川崎小学校講堂	500	200	2,800	313
	B	田川市	田川市体育館	990	300	4,370	621
12月20日	A	田川郡金田町	金田小学校講堂	470	36	1,762	220
	B	行橋市	行橋市民会館	1,050	100	4,610	576
12月21日	A	築上郡築城町	八築中学校屋内体操場	350	250	2,473	309
	B	北九州市小倉区第3地区	東筑紫短大講堂	179	104	1,013	126

(43) 個人演説会の会場数に関する調

市町村別	法第161条第1項第1号の学校及び公民館の数			法第161条第1項第3号の市町村の選挙管理委員会の指定した施設の数					合 計	摘 要
	学 校	公民館	公会堂	社 寺	農業協同組合	商 工 会議所	その他	計		
市 区	752	162	17	0	0	0	105	105	1,036	
町 村	357	94	8	1	1	0	103	105	564	
計	1,109	256	25	1	1	0	208	210	1,600	

(44) 個人演説会の会場使用度数に関する調

市町村別	施 設 の 使 用 度 数									合 計			摘 要
	法第161条第1項第1号の学校及び公民館			法第161条第1項第2号の公会堂			法第161条第1項第3号の市町村の選挙管理委員会の指定した施設						
	公 費 負 担	候 補 者 負 担	候 補 者 担	公 費 負 担	候 補 者 負 担	候 補 者 担	公 費 負 担	候 補 者 負 担	候 補 者 担	公 費 負 担	候 補 者 負 担	候 補 者 担	
市 区	171	4		9	2		26	0		206	6		
町 村	56	0		5	0		11	0		72	0		
計	227	4		14	2		37	0		278	6		

(45) 新聞広告に関する調

新 聞 社 名	広告をした候補者数	広告回数	広告料金(1人1回分)
西日本新聞社	36	56	115,200
朝日新聞西部本社	34	40	86,400
毎日新聞社	34	42	86,400
読売新聞西部本社	20	20	53,760
夕刊フクニ(夕刊フクニチ) チ新聞社(フクニチスポーツ)	19	20	61,440
	1	1	28,800
スポーツニッポン新聞 西 部 本 社	1	1	24,960

(46) 政党その他の政治団体の政治活動用ポスター検印又は証紙交付に関する調

衆議院議員選挙の選挙区の数	検印又は証紙交付を受けた政党等の数	ポスター検印又は証紙交付数						
		自民党	社会党	民社党	公明党	共産党	諸派	計
4	5	10,500	9,000	6,000	6,000	6,000	—	37,500

(47) 政党その他の政治団体の政談演説会の開催回数に関する調

自民党	社会党	民社党	公明党	共産党	諸派	計
0	1	0	0	9	0	10

(48) 政見放送に関する調

テレビ (その1)

選挙区	候補者数	実施放送局	申込者数(人)	録画者数(人)	
				自社録画	他社録画
1	11	N H K	10 (10)	10 (1)	
		R K B 毎日放送	10 (10)	10 ()	
		F B S 福岡放送	10 (10)		10
2	8	N H K	8 (5)	8 ()	
		T N C テレビ西日本	8 (7)		8
		K B C 九州朝日放送	8 (7)	8 ()	
3	9	N H K	9 (8)	9	
		R K B 毎日放送	9 (9)	9	
		F B S 福岡放送	9 (9)		9
4	8	N H K	8 (7)	8	
		T N C テレビ西日本	8 (8)	8	
		K B C 九州朝日放送	8 (8)		8
計	36		105 (98)	70 (1)	35

(その2)

実施放送局	放送日時		公衆電波料 (円)	備考
	時間	日数(A)		
N H K	午前7.40～午前8.10	8		
	午後9.10～午後9.40	8		
R K B 毎日放送	午後4.00～午後4.30	4	(C30)×(A) 260,000	自治省提供のファイルで処理
F B S 福岡放送	午後2.30～午後3.00	4	(C30)×(A) 180,000	同上
T N C テレビ西日本	午後4.15～午後4.45	4	(D30)×(A) 180,000	同上
K B C 九州朝日放送	午前7.20～午前7.50	4	(C30)×(A) 260,000	同上

ラジオ (その3)

選挙区	候補者数	実施放送局	申込者数(人)	録音者数(人)	
				ラジオ放送用として 特に録音したもの	その他
1	11	N H K	10 (10)		10
		R K B 毎日放送	10 (10)		10
2	8	N H K	8 (5)		8
		K B C 九州朝日放送	8 (7)		8
3	9	N H K	9 (8)		9
		R K B 毎日放送	9 (9)		9
4	8	N H K	8 (7)		8
		K B C 九州朝日放送	8 (8)		8
計	36		70 (64)		70

備考 1. 申込者数の欄の()は、12月6日以前に申込みをした者の内数である。

2. 録音者数のその他の欄は、テレビ放送用のものを使用したばあい及び他社のものを借りたばあいの人数である。

(49) 確認書を交付した推薦団体に関する調

推薦団体名	代表者氏名	団体の事務所所在地	推薦候補者数	ポスター検印 (証紙数)	確認書交付月日
該当事項なし					

(50) 入場券発行状況に関する調

選挙区別

区 分	入場券を発行している 団 体 数	入場券を発行していな い 団 体 数	合 計
特 別 区	—	—	—
指 定 都 市	1	—	1
人口30万人以上の市	1	—	1
人口10万人以上の市	2	—	2
そ の [他 の 市	12	—	12
町 村	83	—	83
計	99	—	99

最高裁判所裁判官国民審査

(1) 投票結果に関する調

男女別	選挙当日の有権者数	投 票 者 数	棄 権 者 数	投 票 率 (100.00%)
男	1,312,817	849,476	463,341	64.71
女	1,488,273	973,984	514,289	65.44
計	2,801,090	1,823,460	977,630	65.10

(2) 投票総数・有効投票数・無効投票数等に関する調

投票総数 (A)	有 効 投 票 数 (B)			無効投票数 (C)	無効投票率 (C) (A)
	総 数	法第22条第2項 の規定の適用を 受けたもの	令第10条第2項 の規定の適用を 受けたもの		
1,809,372	1,603,674	36	0	205,698	% 11.37

(3) 無効投票に関する調

無効投票数	点字投票以外の投票				点 字 投 票						
	成規の用 紙を用い ないもの	×の記号 以外の記 項をしたもの	全員につ いての記 載無効	計	成規の用 紙を用い ないもの	氏名ほ か他事 を記載 したもの	氏名ほ の事項 のみ記 載した もの	氏名以 外の事 項の記 載しな いもの	氏名を 自署し ないもの	何人かを 記載した か確認し ないもの	計
205,698	52	205,531	98	205,681	1	2	14				17